

ベトナム 2014 人権報告

概要

ベトナム社会主義共和国はベトナム共産党（CPV）が一党支配する独裁国家であり、指導者はグエン・フー・チョン党書記長、グエン・タン・ズン首相、及びチュオン・タン・サン国家主席である。最近の国会議員選挙は 2011 年に行われ、共産党により十分精査された候補者の間で一定の競争はあったものの、自由でも公正でもなかった。当局は治安部隊に対する有効なコントロールを維持している。

国内で最も重要な人権問題は、自由かつ公正な選挙によって政権交代させる権利等市民の政治的権利に対する厳しい制限、集会及び表現の自由など市民の自由に対する制約、及び恣意的拘束からの保護を含む市民の適正手続の権利の保護が不十分であることである。1 月 1 日、国家主席は特別に人権について定めた章を含む憲法の大幅な改正法案に署名・公布したが、政府はこの章に関連した具体的成果を実現するための施行法をまだ制定していない。

具体的な人権侵害には、恣意的かつ違法な生命の剥脱、警察による暴行と拷問、政治活動に関連した恣意的逮捕と拘束、殺傷力の高い武器の使用や苛酷な刑務所の状況等逮捕拘禁中の容疑者に対する警察の虐待、公正かつ迅速な裁判を受ける権利の否定などがある。司法システムは不透明で独立を欠き、政治や経済の力が常に裁判結果に影響を及ぼしている。政府は言論と出版の自由を制限し、反対意見を抑圧している。インターネットの自由と宗教の自由が制限され、活動家はしばしば厳格な監視下に置かれ、プライバシー権と集会、結社、及び移動の権利が制限されている。独立の非政府組織（NGO）の数はかなり増加し、当局もある程度容認している。しかし政府は人権機関などの NGO の登録に対する厳しいコントロールを維持している。当局により入国を許可される国際 NGO の数は増えているが、政府の厳格な監督下に置かれている。当局や NGO が記録した人身売買の被害者数は増えているが、近隣諸国の間で需要が高まっていること、また国が 2012 年に事件を追跡し調査する努力を強化する決定を下したことが原因であると思われる。男性も女性も子どもも人身売買の被害者となっているが、最大の被害者は中国に向かう少数民族の女性と少女である。被害者の多くは働くために国境を超え、性的な人身売買、強制労働などを強要されている。政府は、独立の組合を組織し、加入する労働者の権利に対し制限を続けており、職業安全衛生規定を適切に執行していない。児童労働が依然として行われ、特に農業の分野において顕著である。

政府は時々法律に違反した役人に対し訴追を含む是正措置を取っているが、警察官は刑事免責を受けることもある。警察の腐敗は続いている。

第1章 以下の事項からの解放を含む、個人の尊厳の尊重

a. 恣意的ないし非合法的な生命の剥奪

公安省（MPS）の指揮下にある職員やその他のエージェントが恣意的又は違法な殺人を行っていることが報告され、その中には少なくとも 7 名の拘束者の死亡と、殺傷力の高い武器を使用したとされる警官についてのいくつかの有名な報告も含まれる。政府は警察官の責任を問うことが増えているが、多くの場合地元の警察署はこれらの死に関する取り調べ情報をほとんど提供しない。

2月14日、Huynh Nghia はダクノン省において取り調べを受けているときに警察に暴行された後、自宅で死亡した。3名の警察官は省の取調官に対し、警棒や素手で Nghia を殴ったことを認めた。政府は Nghia の死に関する詳細情報を提供せず、暴行を取り調べているかどうか公表していない。

9月18日、ハノイ裁判所は、2012年に地方の警察署において Nguyen Mau を拷問し殺害したとして4名の警察官に有罪判決を下した。裁判所は4名に8年から16年の懲役刑を言い渡した。

b. 失踪

失踪者に関する新しい情報はない。

c. 拷問とその他の残虐ないし非人道的若しくは人間の尊厳を無視した待遇又は処罰

法律は拘束者の身体的虐待を禁じているが、被疑者が逮捕時や拘束中に警察官や薬物治療センターの職員から虐待されることが多い。6月2日、MPSは国連拷問禁止条約(UNCAT)の施行と実施のための国際協力に対する参加を正式に表明し、11月にはこれを批准した。政府は職員を対象とした UNCAT の主要規定に関する 2 回のワークショップをハノイとホーチミン市で開催した。

政治及び宗教活動家やその家族は、MPS の職員やエージェントによる脅迫や侮辱、また時には私服警官による自宅への投石など、より重大な虐待に至る多くの苛酷な嫌がらせを報告している。また活動家やその家族が、これらの暴行の結果、負傷や心的外傷を負い、短期入院を余儀なくされた例も報告されている。

例えば、フリーランスのジャーナリスト **Truong Minh Duc** はビンズオン省の警察により 2 度暴行を受けたと述べている。最初は 9 月 8 日に仲間の活動家 **Do Thi Minh Hanh** と旅行していたとき、2 回目は 11 月 2 日で一人のときだったと言う。Duc は 2 回とも負傷して入院したと主張している。

ヴィンロンのホアハオ仏教協会会長 **Bui Van Luot** と副会長 **Le Van Luot** を含む 5 名のホアハオ教僧侶は、4 月 9 日に別のホアハオ信者の家で行われた祈祷と瞑想から帰宅途中にヴィンロン省の私服警官により襲撃されたと証言している。

活動家の **Tran Thi Nga** は 5 月 25 日に 5 人の男が幼い 2 人の子どもの前で彼女を襲ったと報告した。Nga は警察の調書の中で、肩と腕を鉄パイプで殴られ、言葉による脅迫を受けたと述べている。この襲撃について警察は誰も告発していない。

5 月には、反中国デモに参加した **Nguyen Ngoc Lua** がホーチミン市警察の MPS 職員に襲われ、服を脱がされたと主張している。8 月 26 日に Lua は **Bui Thi Minh Hang** (ブイ・ティ・ミンハン) の裁判に出席するためドンタップ省に行ったが、複数の目撃者によると彼女はそこで省警察に拘束され、その後意識を失うまで暴行を受けたという。

土地権抗議グループは、ハノイ (**Duong Noi** 村)、タイグエン (**Dai Tu** 県)、ハティン省 (**Ky Anh** 県)、ゲアン省 (**Quynh Luu** 県)、ニントゥアン省、及びドンナイ省など、全国の土地収用現場において MPS と地方の法執行当局により何度も繰り返し身体的暴力と言葉による暴力を受けたと訴えている。このような強制的土地収用行动の大半は社会経済開発計画のためのものであった。

ハノイ、ホーチミン市、ダナン、及びメコン・デルタ地方のいくつかの県の土地権抗議グループは、平和的な集会においても MPS と法執行当局の職員による暴行を受けたと報告している。土地接収被害者連合運動 (**United Land Grab Victims Movement**) の **Tran Ngoc Anh** は、警察にひどい暴行を受けたため頭部を負傷し、入院しなければならなかったと主張している。

2013 年 5 月、トゥイホア市の人民検察院は、**Ngo Thanh Kieu** を取り調べた時に身体的暴力を用いたことについて 5 名の警察官を起訴した。Ngo はその時の負傷がもとで死亡している。4 月 3 日、人民裁判所は 1 名に懲役 5 年、他の 4 名にはそれより軽い刑を言い渡したが、刑が軽すぎるというサン国家主席の批判により、7 月 8 日によりやくフーイエン省裁判所が再審を開始した。

8月13日、ダクラク省人民裁判所がダクラク省において2013年にY Ket BdapとY Abuil Bkrongを殴打して死亡させたとして、2名の警察官にそれぞれ懲役18か月の判決を下した。警察は2013年11月に家畜を盗んだとして2人の被疑者を拘束していた。

刑務所及び拘置所内の状況

刑務所の状況は苛酷であるが、通常生命が脅かされるほどではない。定員超過、不十分で不衛生な食事、飲料水の不足、劣悪な下水設備など依然深刻な問題は残されている。

物理的状況：MPSは刑務所及び拘置所の公式収容者数を発表していない。NGO 国際刑務所研究センター（ICPS）は2012年中期時点で公判前被拘留者を含め130,180名の収容者数を報告している。そのうちの12.6%は女性である。通常女性と男性は別々に収容されるが、スペースに限りのある地方の拘置所では例外もいくつか報告されている。また未成年者は成人とは別に収容されるが、スペース不足により短期間一緒に収容されるケースも稀にはある。

受刑者は基礎的医療を受けることができるが、家族による受刑者への医薬品の差し入れは禁じられることが多い。健康問題のある政治犯の家族は、医療が不十分だったため健康問題が長引いたと主張している。5月には、Xuan Phuoc 刑務所に収監されていた Ngo Hao が胃の病気に対して適切な投薬や治療を受けられなかったと述べている。ホアハオ教活動家 Mai Thi Dung の家族は、彼女の足の麻痺、胆石、及びその他の病気について Thanh Xuan 刑務所の MPS 職員が医療を拒絶し続けたと証言している。

医療の不備や遅れ、劣悪な衛生状態、及び栄養失調による健康状態の悪化が刑務所内での主な死亡原因である。ある受刑者の家族は刑務官が殺傷能力の高い武器を使用したことが死因であると主張している（第1章 a.参照）。

受刑者は通常労働を強いられ、報酬は受けられない。受刑者は3か月の標準期間独居房に入れられる。何人かの政治犯は非政治犯に比べてより頻繁に独居房に入れられたと述べている。MPSの刑務官は、特に政治犯には読み書きするための材料を禁じることが多い。受刑者は刑務官に賄賂を払うと食事を多くもらったり特別扱いを受けたりすることができるという家族からの信頼できる報告がある。

通常政治犯は特別に指定された刑務所に送られるが、ここには一般の犯罪者も収監され、多くの場合政治犯と非政治犯は分けて収容される。特に有名な政治犯は他から完全に隔離

される。多くの活動家が、MPS の刑務官は政治犯に自白を強要するため暴行する、あるいは仲間の受刑者に暴行させるなどの方法を使って自白書を書かせようとする」と述べている。

政治犯は食事を減らされる、あるいは質の悪い食事を与えられると証言した元受刑者もいる。数名の元受刑者は、1 日に米を小さな茶碗に 2 杯とわずかな野菜のみ与えられ、しかもしばしば動物の排泄物、虫、小石などの異物が混じっていたと述べている。

行政：判決による受刑期間はきわめて長いこともあるが、受刑者が起訴された犯罪について下された判決の最長期間より長く服役することを強要されることはなかった。プリズン・オンブズマンの実効システムはないが、法律には国会、人民評議会 (People's Council)、及び国内の政府出資社会機関を監督する統括組織であるベトナム祖国戦線 (VFF) による刑事判決執行の監督が規定されている。

受刑者の家族との面会は 1 か月に 1 回 30 分に限定され、通常現金、食品、寝具など、様々な物品の差し入れが認められる。政治犯の家族は依然として治安当局者による監視と嫌がらせ、及び職場、学校、金融活動などへの頻繁な介入を訴えている。これまでとは異なり、MPS 当局は他国の外交官による受刑者との面会要請を数件承認している。

非政治犯に関連した慣行とは異なり、政治犯は通常家族から遠く離れた場所に移送されるため、面会が難しくなっている。6 月に MPS は Le Quoc Quan をハノイの Hoa Lo 拘留施設からクアンナム省の An Diem 刑務所に移送した。

宗教指導者と元政治犯は、MPS 職員が受刑者に礼拝を行うことや宗教指導者と面会することを許可しなかったと述べている。元受刑者によると、受刑者は拘留中聖書などを持つことを認められなかったという。MPS 職員はベトナム共産党 (CPV) の正規刊行物以外の法律文書を保持することを許可しなかった。

Independent Monitoring (市民参加による刑務所監視制度)：赤十字国際委員会 (ICRC) は今年刑務所訪問を要請も実施もしていない。それでも刑務所における拘留と待遇の状況を評価するための ICRC のサービス及び専門知識提供のオファーについて当局との協議が継続されている。

d. 恣意的な逮捕又は拘束

法は、政府が曖昧な国内治安規定の下で、人々を逮捕し、拘留することを認めている。政府は政治又は宗教上の意見を平和的に表明した人々を、刑法の別の規定、例えば「公衆騒

乱を引き起こす罪」(第 245 条),「公務執行者に対する反抗罪」(第 257 条),あるいは「民主自由の利用罪」(第 258 条)などの名目で逮捕又は拘束している。活動家は常に行政上の拘禁措置や自宅監禁を受けている。

警察と公安機構の役割

MPS は国内の治安について責任を負い、特別国家治安捜査機関である国家警察、及びその他国内の治安部署を統制する。軍は国境地帯における公共の安全を守る役目を果たし、時には強制的な土地収用作戦を支援している。グエン・タン・ズン首相は軍が土地の強制収用に関与することを禁じる決定を発したが、収用行為への軍の関与が非公式に報告されている。最高人民検察院(検察庁)調査室(Bureau of Investigation)は治安部隊と法執行機関による権限濫用の訴えを調査している。

人民委員会(People's Committee)は省、県、及び地方レベルで警察に対して一定の権限を有する。最高検察院には治安部隊の権限濫用に対する調査権限があるが、警察組織にはかなりの裁量権があり、透明性はほとんどなく、市民による監視も限られている。コミュニケーションレベルでは一般に住民により組織された警備隊が警察を支援する。警察は全般的に治安を維持することはできているが、警察能力、特に捜査能力はきわめて低い。警察の訓練と資源は不十分である。数か国の政府が省の警察官や刑務官の専門技能向上のための訓練を支援している。

逮捕手続及び拘留中の者に対する待遇

法には逮捕手続と判決前の拘束者の扱いに関する規定がある。通常警察やその他の捜査機関は、逮捕、拘禁、及び一時的拘束のための令状を執行する。法により、警察が被疑者を逮捕するためには人民検察院による決定が必要だが、限られた事例においては裁判所による決定が必要となる。多くの場合、逮捕令状を発行するのは国、省、及び県レベルの人民検察院である。誰かが犯罪を行う準備をしている証拠がある、あるいは警察官が現行犯で犯罪者を捕捉したというような緊急状況では、警察は令状なしで逮捕することができる。その場合、人民検察院は警察から報告を受けてから 12 時間以内に、逮捕を承認する、又は承認しない決定を下さなければならない。

人民検察院は逮捕から 3 日以内に拘束者の正式な取り調べを開始する決定を下す。決定が下されない場合、警察は被疑者を釈放する必要がある。法律では検察院が拘束期間を 3 日ずつ 2 回延長申請できることが定められ、結果として拘束期間は最大 9 日間となる。

被拘束者は拘束された瞬間から弁護士にアクセスすることを法により認められているが、当局は相変わらず官僚主義的手段で引き伸ばし、法的助言を適時得られる機会を与えないようにする。国家安全保障法のもとで取り調べを受ける場合、政府は取り調べが完了し犯罪について正式に起訴するまでの間、弁護人による面会を禁じる権限を有し、通常は 4 か月ほどかかる。

国家安全保障事例の場合、最大で 20 か月まで取り調べ期間を延長し、その間弁護人との面会を拒否することが認められている。このような事例では、多くの場合弁護人は裁判開始直前まで依頼人本人又は有罪の証拠にアクセスすることができず、裁判の準備期間が不十分である。法律では、未成年者、知的又は身体障害者、及び以前死刑相当の重罪で起訴されたことがある人に限り、当局が地域の弁護士協会又は VFF に弁護人の任命を要請するように求めることができると定められている。

当局は拘束した人、犯罪について告発した人、あるいは起訴した人に、弁護人をつける権利を含む法的権利について知らせなければならないと法律に定められている。多くの場合、被疑者は自ら弁護人を探す責任を負う。法律では、弁護人は当局が拘束の決定を下した瞬間から依頼人の弁護を開始する義務を負うと定められている。

法律では弁護人が依頼人の取り調べの間同席することが認められている。また当局は弁護人が事件簿にアクセスすること、及び文書をコピーすることも許可しなければならないことが法に定められている。弁護士は通常これらの権利を行使することができる。政治的にセンシティブな（慎重な扱いを要する）拘束者を代理する弁護士は、法的責任を遂行し権利を行使するのにかなりの困難があったと述べている。特に国家安全保障罪により拘束された人の多くは、刑法そのものを含め、自らの弁護の助けとなる材料や情報へのアクセスを制限されたと述べている。

通常警察は家族に被疑者の状況を知らせているが、家族は取調官の許可がないと被疑者と面会できない。取り調べ期間中、当局は家族が被疑者と会うのを拒否することが多く、特に国家安全保障事例では顕著であった。正式起訴の前に、被疑者には家族に通知する権利があるが、MPS は国家安全保障法違反の疑いで拘束した数名の被疑者について外部との連絡を認めなかった。公判前拘留期間は判決確定後の服役期間に加算される。

例えば今年の始め、当局は活動家 Bui Thi Minh Hang と Nguyen Van Minh に対し、家族の面会をそれぞれ 6 か月間と 5 か月間拒否している。

国家安全保障を侵害する犯罪、またその他特別に重大な犯罪については、裁判所は元の刑

期満了時から 1～5 年の保護観察期間又は行政上の拘禁措置を課することができる。一般に保護観察の条件として、自宅監禁、及び投票する権利、公職選挙に立候補する権利、又は軍や政府の職務に就く権利の剥奪などがある。

行政処分に関する以前の法律では、性労働者と薬物使用者には「強制治療施設」（しばしば性労働者の場合は「05」センター、薬物使用者は「06」センターと呼ばれた）への収容を課することが認められていた。1 月 1 日から性労働者は法のもとで拘束されることはなくなったが、薬物使用者は「強制的薬物更生施設」に収容される可能性がある。新しい法規定ではすべての 05 センターの閉鎖が定められている。さらに強制的薬物更生施設に送致する場合には事前に司法手続が必要であると定めている。そのため県の人民裁判所がこのような事例の審査を開始している。以前は県の人民委員会の議長が行うのが慣例であった。正式な統計によると、12 月時点で国の 121 の薬物治療センターに 4 万 3,000 人以上が収容され、その大半は新しい法規定が施行される前に収容された人であり、従って行政処分により薬物更生施設に送致され、司法による審査を受けていない。

2011 年のある NGO 報告によると、これらのセンターに収容されている人は苛酷な条件のもとで縫製やレンガ製造などの「作業療法」を受けさせられると言う（7 章 b.参照）。新法では強制的薬物更生施設に収容される人は 1 日 3 時間以上働いてはならないと定められている。労働傷病兵社会省（MOLISA）は、2020 年までに強制的薬物更生施設の数 を 121 から 40 にまで削減する目標を正式に発表した。

法には一時的拘束に代わる手段としての保釈が認められているが、使用されることはめったにない。法は捜査機関、検察、及び裁判所が保釈と引き換えに金銭又は価値の高い財産を預かることを認めている。庁間委員会が 2013 年 11 月にこの法規定実施のためのガイドラインを定めている。

恣意的逮捕：恣意的逮捕及び拘束は、特に政治犯については依然として深刻な問題となっている（2 章 a.参照）。

当局は政治的意見の相違や支援活動を抑圧する手段として、国家機密の曝露、破壊活動、民主主義的自由を利用した政府の利益の侵害、国家に敵対する宣伝活動、協和政策を破壊したことなどを口実に市民を逮捕・拘禁している。

行政違反行為取扱法（Law on Handling of Administrative Violation）が 2013 年 7 月に施行されたが、人民裁判所による事例の扱いに関するいくつかの規定だけは 1 月 1 日に施行された。その中には、行政拘束制度の代わりに裁判により強制的薬物更生施設に収容する

新しい司法手続の概略が示されている。法務省は新規定を実施するため 26 の省令案を策定中であると述べている。

また当局は宗教及び政治活動家に対しても様々な程度による非公式な自宅監禁を行い、国内移動を制限している。例えば活動家の Nguyen Ngoc Nhu Quynh は、Nha Trang 警察が 7 月 29 日に彼女を 9 時間拘束し、ハノイでの非国家メディアに関するセミナーに参加できないようにしたと証言している。Pham Ba Hai, Nguyen Van Trang, 及び Ta Minh Thu も同じセミナーに参加することを警察に妨害されたと述べている。

広範な個々の報告によると、ホーチミン市及びハノイ警察は、Nguyen Dan Que, Nguyen Bac Truyen, Pham Ba Hai, Pham Chi Dung, Le Ngoc Thanh, Nguyen Van Dai, Pham Hong Son, Le Cong Dinh などの著名な活動家の動きを監視し妨害し続けているという。

公判前拘留：法には 4 つのレベルの犯罪が定義されている。軽度の犯罪、重度の犯罪、きわめて重度の犯罪、特別に重度の犯罪である。取り調べ中に認められている一時拘束期間の長さは犯罪のレベルによって異なる。政治活動家の取り調べは定められたこの拘束期間を超えることが多いと報告されている。

法には以下の拘束期間が定められている。軽度の犯罪（懲役 3 年までの刑が課せられるもの）については 2 か月の拘束に加え 2 か月の延長 1 回、すなわち合計最長 4 か月の一時拘束が認められている。重度の犯罪（懲役 7 年までの刑）は 3 か月の拘束に加え 3 か月の延長 1 回と 2 か月の延長 1 回、合計で最長 8 か月、きわめて重度の犯罪は 4 か月の拘束に加え 4 か月ずつ 2 回の延長、合計で最長 12 か月、特別に重度の犯罪（懲役 15 年以上又は極刑）は 4 か月の拘束に加え 4 か月ずつ 3 回の延長、合計で最長 16 か月、そして国家安全保障に関する犯罪の場合にはさらに 4 か月の延長、すなわち最長で 20 か月の「一時的」拘束が認められる。

5 月 5 日、MPS 職員は国内で最も有名な活動家ブロガーの一人である Nguyen Huu Vinh を逮捕した。当局は 2007 年に *Ba Sam* ウェブサイト及びアグリゲーター(情報収集サイト)を開設した Vinh を、刑法 258 条に基づく「民主自由の利用罪」にあたるとして告発した。また警察は Vinh の従業員 Nguyen Thi Minh Thuy も逮捕した。Vinh と Thuy は 11 月初旬に 258 条のもとで起訴され、年末に裁判を受けることになった。

恩赦：政府は 10 名の政治犯を恩赦規定のもとで釈放している。3 月 21 日、サン国家主席は 32 年間服役していた元南ベトナム軍将校 Nguyen Huu Cau に恩赦を認めた。当局は「国家に敵対する宣伝」罪により 2 年以上服役していたダクノン省の教師 Dinh Dang Dinh の

刑を停止し釈放した。サン主席はこの後 Dinh に恩赦を与えたが、Dinh はその後間もなく胃がんで死去した。家族は拘束中適切な医療を受けられなかったため病状が悪化したと主張している。

当局は「国家に敵対する宣伝」の罪で有罪判決を受け、懲役 5 年の刑期のうち 4 年半を服役していた作家で元 CPV 党員の Vi Doc Hoi に恩赦を与えた。また「破壊活動」の罪による懲役 7 年の刑のうち約 5 年服役していた Nguyen Tien Trung にも恩赦が認められた。

6 月 26 日、当局は「国家の安全を妨害した」罪で有罪判決を受けた Do Thi Minh Hanh に恩赦を与えた。彼女は 7 年の刑期のうち 4 年以上を終えていた。

9 月には、Tran Tu, Nguyen Tuan Nam, Dau Van Duong, Tran Hoang Giang, Nguyen Long Hoi にも恩赦が与えられた。

ドンナイ、タイニン、カマウ、フーイエン、及びライチャウの各省では非政治的受刑者にも恩赦が与えられた。

e. 公正な公開裁判の拒否

法は裁判官と裁判員の独立を規定しているが、司法の力は弱く、政府高官や CPV 指導部など外部からの影響を受けやすい。過去数年と同様、政治的圧力、各地方特有の腐敗、及び非効率により司法システムは大きく歪められているという信頼できる報告がある。全員ではないにしても、大半の裁判官は CPV 党員であり、裁判官としての適性判定プロセスにおいて CPV や地方の役人による選別を受けている。有名な裁判、あるいは当局が党及び国家への挑戦又は害であるとみなした罪により誰かを告発した裁判では、特に党の影響が顕著であった。

十分な訓練を受けた経験豊富な弁護士と裁判官が相変わらず不足している。ベトナム弁護士会連合会（Vietnam Bar Federation）は CPV の VFF 加盟団体であり、法務省及びベトナム弁護士協会と緊密に調整されている。

裁判手続

2013 年の（現行）憲法にはすべての人の基本的権利が示され、すべての人は法の前に平等であり、有罪が立証されるまでは無罪と推定され、弁護士と迅速な公開裁判に対する権利があると定められている。それにも関わらず、弁護人は自分が扱った裁判で判事が裁判を

行う前に被告人の有罪を決定していることが多いと思われると述べている。新憲法では裁判においてより対審主義的なプロセスを定めており、効果的に実施されれば公平かつバランスの取れた司法システムになると思われる。弁護士達は、裁判所は未だ、真に対審主義的な制度を実行していないと話している。裁判は通常公開されるが、センシティブな事例では判事が公開を停止、又は傍聴を厳しく制限する。陪審員は用いられていない。

人民検察院は被告人を起訴し、裁判では検察官の役割を務める。被告人は起訴されている罪状について迅速かつ詳細に知らされる権利があるが、必ずしも実行されているとは言えない。当局は通常裁判に出廷し弁護人をつける被告人の権利を認めているが、常に自分が選んだ弁護士であるとは限らない。刑事裁判における口頭と書面の言語はベトナム語であると法に定められているが、裁判参加者がベトナム語以外の言語を使用する場合には通訳がつけられる。未成年犯罪者、身体障害者又は知的障害者、及び終身刑又は死刑を受ける可能性のある被告人に限り、自分で弁護人を用意する余裕がない場合には政府が弁護人を用意する。被告弁護人はしばしば、裁判前に被告人と話をするための時間、あるいは証拠を調べる時間がほとんどないと述べている。被告人及び被告弁護人には証拠を調べる権利と証人に反対尋問する権利が認められているが、裁判前に被告人及び被告弁護人が政府側の証拠にアクセスできない、どの証人が召喚されるのか知らされない、証人に反対尋問する機会や証言に異議を申し立てる機会を与えられないなどという点を指摘する確度の高い情報がある。被告人は弁明を行う権利があるが、法には被告人に証人を喚問する権利があると明記されてはいない。

例えば、8月26に行われた活動家 Bui Thi Minh Hang, Nguyen Thi Thuy Quynh, 及び Nguyen Van Minh の裁判において、裁判所は弁護側証人 Vo Van Thanh Liem, Vo Van Buu, Vo Van Bao, Pahn Duc Phuoc, Huynh Anh Tu, Bui Thi Diem Thuy, 及び Do Thi Thuy Trang が出廷することを拒否した。裁判所は3名の被告人を「公衆騒乱」の罪で有罪とし、それぞれ懲役3年、2年、及び30か月の刑を言い渡した。被告人らはドンタップ省の別の活動家を訪問する途中で交通を妨害したとされたが、彼らは警察が理由なく停車を命じ、証拠をでっち上げ、暴行したと主張している。

法は黙秘権について特に規定していないが、刑事裁判における立証責任は国の側にある。そのため通常被告人は罪を告白することを強要されない権利、及び証言を行わない法的選択肢を認められる。しかしながら、警察が日常的に弁護士を同席させずに被疑者を取り調べ、身体的虐待、隔離、きわめて長時間にわたる取り調べ、睡眠の剥奪などによって被疑者に自白を強要したという報告が増えている。国家安全保障が関与するケースでは、裁判官が法廷において弁護人が依頼人に代わって陳述を行うことを認めないことがある。有罪判決を受けた人は上訴する権利を認められる。県及び省の裁判所は裁判を公表しないが、

最高人民裁判所は審理したすべての裁判手続を公表している。

当局は宗教又は民主主義活動家からの弁護依頼を受けないよう弁護士に圧力をかけているという確かな報告がある。また当局は、政治活動家からの依頼を受けた人権派弁護士を制限し、圧力をかけ、逮捕し、弁護士資格を剥脱し、また時には拘束することもある。弁護士の Le Tran Luat, Huynh Van Dong, Le Cong Dinh, 及び Nguyen Van Dai は弁護士業務を行うことを禁じられた。

政治犯と拘束

政府が収容する政治犯の人数は前年より減少した。これは刑期満了、有罪判決の減少、また早期釈放が比較的多かったことによると思われる。年末時点の政治犯の人数は約 125 名であった。

当局は依然として恣意的逮捕や根拠のない短期拘束、また政治的理由による有罪判決などを通じ、政治演説を抑圧している。政府は今年 1 年で 29 名の活動家に判決を下した。その内 6 名は国家安全保障に対する刑法の「協和政策を破壊した」罪（第 87 条）、17 名が「公衆騒乱」罪（第 245 条）、6 名が「民主自由の利用」罪（第 258 条）で有罪判決を受けた。

インターネットを使って人権、政府政策、複数政党制度などに関する意見を表明した人も拘束・投獄されている（2 章 a.参照）。Tran Huynh Duy Thuc, Nguyen Van Ly, Doan Huy Chuong, Nguyen Hoang Quoc Hung など、無登録の政治組織に所属する多くの活動家が今でも獄中にある。その他 Le Cong Dinh, Nguyen Tien Trung, Nguyen Phuong Uyen など、MPS により自宅監禁されている。

当局は数名の有名な政治活動家と宗教活動家を刑務所から釈放した。恩赦法のもとで 10 名の政治犯を早期釈放したのに加え、さらに 2 名の政治犯の刑を停止した。4 月には、「国家に敵対する宣伝」罪により懲役 7 年の判決を受け、3 年間服役していた人権派弁護士で活動家の Cu Huy Ha Vu の刑を停止した。10 月には「国家に敵対する宣伝」罪により 12 年の判決を受け、2 年間服役していた著名なブロガーでジャーナリストの Nguyen Van Hai, 別名”Dieu Cay”の刑を停止した。両名とも国を離れ、もし帰国すれば刑期の残り期間服役しなければならないと思われる。

民事裁判手続と救済措置

2013 年の憲法は、違法に逮捕・拘束された人、犯罪について告発された人、取り調べられ

た人、起訴された人、裁判にかけられた人、また判決を執行された人は、物質的及び精神的損害に対する補償と名誉回復の権利を認められると定めている。法は当局による濫用を是正又は救済するため民事訴訟を要求する仕組みを定めている。行政裁判所と民事裁判所が民事裁判を行うが、いずれも刑事裁判所と同じ手順に従い、同じ裁判官と裁判員で構成されるメンバーが判決を下す。刑事、行政、及び民事の 3 レベルの裁判所とも、依然として腐敗と外部からの影響を受けやすく、独立性がなく、経験が不足している。

法には公務員による人権侵害のケースについて民事是正プロセスが定められているが、人権侵害を救済する民事又は刑事裁判の有効な手段はほとんどなく、これに関連する経験を持つ法律専門家もいない。

2013 年 11 月、当局は殺人の冤罪で有罪判決を受け、10 年間服役していた Nguyen Thanh Chan を刑務所から釈放した。9 月に最高人民裁判所が Chan の上訴審の裁判長をつとめた判事の調査を開始し、Chan はハノイ上訴裁判所に民事告発を行ったが、年末時点で未決となっている。

政府は今でも政府省庁に対する集団訴訟を禁止しており、土地権請願者からの集団告発は無効となっている。

財産に対する補償

インフラ建設プロジェクトのため土地を接収し市民を立ち退かせる政府のやり方に対し、補償の不足や遅れ、役人の腐敗、全般的な透明性の欠如などについて不満が広がっている。7 月 1 日、土地の没収に対する異議申立について一定の取り組みを示し、手続の透明性向上を規定した改訂土地法が施行された。しかし最も問題のある条項と原則が残されたという不満を表明する者が多かった。改訂法は地域の人民委員会と人民評議会に土地の価格設定、割当、埋め立てなどについて広範な意思決定権を認めているが、これが不公平なビジネス慣行と腐敗の原因になっていると主張する人が多い。さらに国防と公共の福利のみではなく、社会経済開発のための土地の接収が依然として認められているため、この法律は意味のある改革になっていないという意見が多い。

土地収用現場及びその関連のデモにおいて、農民と当局との間で何度か衝突が起きた。社会経済開発プロジェクトのための土地収用に関する紛争は依然として重要な問題であり、国民の不満の原因となっている。政府により強制的に土地を接収された農民の多くは、不満に対応してくれないことについて党の事務所で抗議行動を行った。強制的土地収用が暴力沙汰に発展し、農民と国の職員の間には怪我人が出たこともある。農民を脅迫したり、活

動家の家に押し入ったりする「ギャング」の存在も報告されている。当局は少なくとも 12 名の土地権抗議者を、「公務執行者に対する反抗」や「公衆騒乱」の罪で逮捕し、有罪にしている。

3 月 29 日、数千人の地元住民がハティン省の Vung Ang 経済区域での強制土地収用に対して抗議した。抗議により、県人民委員会議長、機動隊の隊員 2 名、及び電気技師 1 名が負傷した。地域住民が当局から土地収用の目的と期間について正しい情報を提供されていないと主張した後、騒動が始まった。

4 月 25 日、地元警察は土地の強制収用現場であるハノイ郊外の Duong Noi で 3 名の村民を逮捕した。Duong Noi 裁判所は 9 月 19 日に「公務執行者に対する反抗」罪で 3 名に有罪判決を下し、12～16 か月の懲役刑を言い渡した。この年の始め、警察は同じ県の村民を他に 4 名逮捕していた。9 月 15 日、裁判所はそのうちの 2 名に「公務執行者に対する反抗」罪により懲役 6 か月を言い渡した。9 月 23 日の別の裁判において、残りの 2 名が「公衆騒乱」罪により 20～22 か月の懲役刑を下された。

この 10 年間で土地紛争による告発件数が劇的に増加し、政府統計によるとすべての請願や告発のうち 70～90%を占めるという。

f. プライバシーないし家族、住宅、又は通信への恣意的干渉

法はプライバシー、家族、自宅、又は通信に恣意的に干渉することを禁じているが、政府は一貫してこれらの権利を守らず、時として当局がこれらの権利を侵害する。

法によると、治安部隊が住居に入るためには検察による令状が必要であるが、活動家の場合には MPS 職員は令状を取得するための正規手続に従わず、協力しなければ何らかの問題が生じると脅して住民から家に入る許可を求める方法を選ぶ。Nguyen Bac Truyen, Nguyen Tien Trung, Le Thi Phuong Anh, Huynh Trong Hieu, Truong Minh Duc 等の反体制派は、警察が自宅や事務所から違法にパソコン、携帯電話、その他の物品を持ち去ったと述べている。

Nguyen Bac Truyen は、100 名以上の MPS 及び地元警察の制服警官と私服の職員が令状なしに自宅に入ったと述べている。Truyen によると、警察は窓ガラスを叩き割り、彼の財産を破壊し、パソコン、携帯電話、及びカメラを押収した。さらに警察は彼に目隠し、手錠、及び猿ぐつわをして引きずり出し、警察車両に乗せたという。

活動家の Huynh Trong Hieu は、ホーチミン市警察が 9 月 5 日に彼の自宅に無理やり侵入し、彼及び 8 ヶ月の子どもを含む家族 3 名を警察署に連行した。Hieu によると、彼と妻は国連によるベトナムの普遍的定期的レビューに関するセミナーに参加する意図について数時間取り調べられたと言う。

当局は政治的活動家や政治犯の家族が他国の外交官と会うことや国外旅行をすることを物理的に妨害することもあった。その手法は、活動家の住居の外にバリアを作ったり監視を置いたりすること、また地元警察署に呼び出すことなどである。7 月には、当局が脅迫、嫌がらせ、拘束などの手段により、Nguyen Dan Que, Pham Chi Dung, Nguyen Manh Hung 牧師, Nguyen Hoang Hoa 牧師, 及び Duong Thi Tan が国連宗教・信仰自由問題特別報告官のハイナール・ビーレフェルトに会うことを妨害したという。

当局はねらいをつけた私信を開封・検閲し、小包や手紙を押収し、電話での会話、メール、テキストメッセージ、ブログ、ファックスなどを監視している。政府は数名の政治活動家及びその家族の電話を切断し、携帯電話やインターネットサービスを遮断した。

MPS は非合法活動を監視するため、世帯登録とブロック管理人 (block warden) の制度を維持している。この制度は以前ほど抑圧的ではないが、MPS は非合法政治活動に関与している、また関与を疑われる人を厳重に監視している。活動家の家族が MPS 職員に身体的ハラスメント、脅迫、尋問などを受けた事例が広く報告されている。

政府は今でも夫婦が持つ子どもの数を 2 人までにするよう奨励している。2 人以上の子どもを持つことを法により禁止する、あるいは罰則を科すことはないが、CPV 党员の中には職場における昇進制限などの非公式の影響があったと述べた人もいる (6 章、「女性」参照)。

CPV 党员であることは、今でもすべての政府機関又は政府関連機関、及び民間企業におけるキャリアアップの前提条件である。しかし経済の多様化により、CPV や CPV 支配下の大衆組織の一員であることは経済及び社会的な地位向上のために必要不可欠なことではなくなっている。

第 2 章 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論及び報道の自由

憲法と法律は報道機関を含む言論の自由を規定しているが、政府はいまだに幅広い国家安全保障及び名誉棄損防止規定を利用し、この自由を制限している。法は「社会主義の基盤

を破壊する行為」、「宗教者と非宗教者の分割を招く行為」、及び「国家に敵対する宣伝」の罪を国家安全保障に対する重罪と定義している。また「民主主義的自由及び権利を利用して国家と社会組織の利益を侵害すること」を明示により禁止している。

言論の自由：政府は相変わらず、政府指導者個人を批判すること、政治的多元論又は複数政党制度による民主制を推進すること、あるいは人権、宗教の自由、中国との主権論争などのセンシティブな問題に関する政策に疑問を提示することを制限している。また政治活動家の会合や通信を監視することにより、批判を阻止しようとしている。

3月に、ハノイ裁判所は元国有報道機関の記者であった **Truong Duy Nhat** に対し、刑法第 258 条「民主自由の利用」罪による有罪判決を下した。上訴裁判所は 6 月 26 日のこの決定を支持した。警察は 2013 年 5 月に政府首脳と CPV 高官を批判したとして **Nhat** を逮捕した。

3 月 19 日、ハノイ裁判所は元国有報道機関の記者だった **Pham Viet Dao** に刑法第 258 条のもとで懲役 15 か月の刑を言い渡した。**Dao** はブログにおいて **Phu Loc Tho** のペンネームで政府高官に対する批判を強める中、2013 年 6 月に警察に逮捕された。**Dao** は刑期を満了し、9 月 13 日に刑務所を出た。

12 月 27 日、ホーチミン市警察は、刑法第 258 条に定められた文言と同様「民主自由の利用」違反の疑いについて取り調べるため、ブロガーの **Nguyen Dinh Ngoc** を拘束した。当局はいずれも国家に批判的な記事をブログに載せたとして、11 月 29 日にブロガーの **Hong Le Tho** を逮捕、また 12 月 6 日にはホーチミン市で **Nguyen Quang Lap** を拘束した。

政府はセンシティブな政治問題や社会問題について限定的範囲の議論を許容している。政府は登録民間団体がレスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、及びトランスジェンダーの人々の権利に関する「**Toy Dong Y**（私は賛成する）」キャンペーンを実施することを認めた。これはフェイスブックで 3 万 5,000 以上の「いいね」を獲得している。

報道の自由：CPV、政府、及び党の支配下にある大衆組織は、CPV プロパガンダ及び教育委員会（Propaganda and Education Commission）の全体的な指導のもとで、情報通信省を通じすべての出版、放送、及び電子媒体に対する法的権限を行使する。民間による報道機関の所有又は経営はいまだ禁じられているが、民間施設への下請の情報が随所で報告されている。政府は外国に本拠を置く報道機関（BBC や CNN など）を認めているが、外国向けテレビ放送は内容を監視できるようにするため、30～60 分遅れて放送するよう法に定められている。視聴者からは、ベトナム戦争、冷戦、ソ連時代、あるいは香港の「Occupy

Central（セントラルを占拠せよ）」運動など中国での出来事に関する解説，ドキュメンタリー，及び動画に対する妨害があったことが報告されている。

法により衛星テレビ放送へのアクセスは政府高官，外国人，高級ホテル，及び報道機関のみに認められているが，家庭用衛星放送受信機器やケーブルテレビを通じて全国の人々が外国の放送を視聴することができる。外国のチャンネルを含むケーブルテレビは都市部の契約者が広く利用できる。

暴力とハラスメント：治安当局者はセンシティブな話題を取り上げたとして数名のジャーナリストを暴行又は脅迫している。

1月21日，ビンズオン省裁判所は *Mot The Gioi* オンライン新聞と提携するジャーナリストが労働安全法違反に関する審理を写真撮影し記録することを阻止したという。報道法に関する政令（Decree）第51号には，ジャーナリストが裁判の写真や動画の撮影，又は録音をする場合には裁判長の許可を得るよう定められている。その後6月26日の公判において，ジャーナリストは当局が違法に携帯電話を押収し，内容を削除するよう強要したと主張している。

10月3日，国営ベトナム通信社（Vietnam News Agency）の記者がトゥエンクアン省においてコミュニンの住民による白陶土の違法採取に関する情報を取材していたとき，数名の人物に暴行を受けたと証言した。10月8日，地元警察は数名の人物を召喚して聞き取りを行ったが，調査結果を公表しなかった。

10月29日，Dai Doan Ket 紙の記者は，3名の警察官がある男性を地面に押し倒しているところを撮影しようとしたときに警察官から殴られたと述べた。10月30日，ハノイ警察は3名の警察官を停職処分にした。

外国人ジャーナリストがハノイの外に出かける時には，行き先が西北地方や中部高原地方などセンシティブとみなされる地域である場合，あるいは政府がセンシティブとみなす問題が関係する場合に，当局に通知するよう義務付けられるという。多くの外国人ジャーナリストが治安担当者によるハラスメントを報告している。「センシティブ」な題材について記事を発表し続けるならビザを更新しないと脅されることもある。

検閲又は内容に対する制約：情報省と CPV プロパガンダ及び教育委員会はしばしば直接介入して記事を書かせ，あるいは検閲する。しかし解雇あるいは逮捕の可能性を恐れることによる自己検閲がまん延しているため，党と政府はメディアの記事の内容を支配すること

ができる。

法は報道の自由を厳しく制限している。政令 159/2013/ND-CP は、国の利益を害するとみなされる情報を発表又は放送したジャーナリスト、新聞、及びオンラインメディアに対し、7000 万～1 億ベトナム・ドン（VND）（3,300～4,700 ドル）の罰金を定めている。政令により、政府はジャーナリストや新聞に罰金を課す権限を認められている。情報源を引用しなかったジャーナリスト、また「団体からの文書や材料、及び個人からの私的書簡や材料」を使用したジャーナリストや新聞には 500 万～1000 万ベトナム・ドン（235～470 ドル）の罰金が政令に定められている。

政府規則により情報省が外国出版社のライセンスを取り消す権限が認められ、外国出版社はライセンスを維持するため毎年再申請しなければならない。しかし観光客向けの売店やショップは禁止書物の外国語版を大っぴらに売っている。都市部では外国語雑誌がどこでも手に入るが、政府が時々記事を検閲する。

名誉棄損法／国家安全保障：法はジャーナリストに対し、その記事により評判を傷つけられた個人や団体に対し、たとえ記事が正確であったとしても、損害賠償を行うよう命じている。独立オブザーバーによると、調査報道は法により厳格に制限されている。この年、CPV 及び政府高官が贈収賄で起訴されたことなど、通常センシティブとみなされる話題に関する記事、あるいは官僚及び官僚組織に対する批判記事はいくつかあったが、CPV とその首脳部を批判する自由は依然として制限されている。

発禁処分を報告した著作者はいないが、著作者による自己検閲は一般的であり、同様に国外での、又はオンラインによる文書の発表においてもよく行われている。

インターネットの自由

政府は今でもインターネットアクセスに対して様々な形による支配を行っている。インターネットへのアクセスは認めているが、限られた数社のインターネットサービスプロバイダー（ISP）を通じてのみであり、これらはすべて完全又は実質的に国の管理下にある。このような支配にも関わらず、インターネットへのアクセスと利用は伸び続けている。ベトナムインターネットネットワーク情報センターの推定によると、5 年前には 20%以下であったのに対し、2013 年には国民の約 36%近くがインターネットを利用している。

当局は政治的理由によるブロガーの逮捕や有罪判決、あるいは活動家や家族の短期拘束、監視、脅迫、及びパソコンや携帯電話の違法な没収などの手段により、オンラインによる

政治的意見の表明を抑圧し続けている。政府はオンラインで平和に政治的意見を発表する活動家に対し、相変わらず刑法第 258 条を利用している。反体制派やブロガーは MPS が日常的に自宅のインターネットサービスの遮断を命じていると述べている。

政府は時々ファイアーウォールを使い、海外のベトナム人政治グループが運営するサイトなど、政治的文化的に不適切とみなすウェブサイトをブロックする。またラジオ・フリー・アジアと BBC のベトナム語ウェブサイトはベトナムにおけるサービスをブロックされたと報告している。国有の ISP は、CPV を批判する内容や政治改革を促進する内容を含む場合、国内のベトナム語ウェブサイトを日常的にブロックする。国内契約者の中には、ブロックされたサイトにアクセスするため、バーチャルプライベートネットワークなどの回避策を取ると述べた人もいる。

当局はフェイスブックをブロックしていない。フェイスブック幹部は全国で 2500 万人以上の利用者がいると述べている。しかし広く知られているある事件において、50 名以上の活動家は当局がフェイスブックで「不適切な内容」としてフラグを立てる機能を使い、フェイスブックアカウントを一時的に閉鎖させたと述べている。

情報通信省は、国内に拠点を置くすべてのインターネット会社、ソーシャルネットワークサイト、その他「政治、経済、文化、及び社会」に関する情報やコメントを提供するサイトに対し、登録して営業許可を受けることを義務付けている。また同省は上記の所有者に、内容と適用範囲に関する詳細計画を提出し承認を得るよう求めている。省はオンライン活動を規制するため、行政的違反に関する法律に基づく政令 159 号及び 174 号を含め、罰金や営業許可差止めなどの行政的制裁措置を用いている。

2013 年 7 月、政府は出版、通信、情報技術、政府機関、及び報道に関連する 5 つの法律の部分を実施するための政令 72/2013/ND-CP を公布した。政令ではオンライン活動、特に政府及びベトナム語報道機関のウェブサイト上に発表されたニュース記事をシェアすることが制限されている。国の行政規制に合わせ、政府に反対すること、国家安全保障、社会的秩序、及び安全を損なうこと、又は戦争、テロ、憎しみ、暴力、迷信などの宣伝活動を行うことを厳格に禁じている。

政令 72 号はブログのプラットフォームを含め、一般ウェブサイトとソーシャルネットワークを運営する会社に対し、サーバーシステムを国内に設置し、掲載された情報は 90 日間、またある種のメタデータは最大 2 年間保存するよう義務付けている。ソーシャルネットワークやブログのユーザーは、アカウントを作成する前に、フルネームと身分証明書番号及び住所を提示することを求められる。政令によると、国内の一般ウェブサイト及びソーシ

ヤルネットワーク運営者は当局が要請に基づいてサーバーの検査を実施することを認め、当局が禁止コンテンツを検出又は通知した場合には 3 時間以内にこれを削除する仕組みを作らなければならない。これらの規定が執行された例はきわめて少ないと思われる。

政府は今年の後半に、政令 72 号及び行政違反行為取扱法に基づく政令 159 号及び 179 号などの行政規則のもとで、一般ウェブサイトとソーシャルネットワークの行政執行を強化した。情報省は 7 つのウェブサイト制裁を課したが、そのうちの 6 つは国が所有し運営するサイトだった。制裁には、2 億 1200 万ベトナム・ドン（1 万ドル）以下の罰金、1-3 か月のウェブサイト運営許可の停止、また haivl.com 1 件のみであったがウェブサイト運営許可の取り消しが含まれる。Haivl.com はユーザーの間で人気のあるサイトで、世界やベトナムの指導者の風刺画、有名人のゴシップ、またきわどいジョークなど、情報省が最近行政執行のターゲットにしていた代表的内容が投稿されていた。政府や CPV をあからさまに批判する材料を載せたとしてウェブサイトが政令 72 号や 174 号が使用されたことはない。

政府は外国の ISP を通じて直接インターネットにアクセスすることを禁止し、国内の ISP にはインターネット上で伝達された情報を少なくとも 15 日間保存するよう義務付け、公安職員がインターネット活動を監視できるよう技術補助と作業スペースを提供するよう要求している。決定（Decision）71 号（2004）のもとで、MPS は以前からサイバーカフェなどの「インターネットエージェント」に対し、顧客の個人情報を登録し、顧客が訪れたインターネットサイトの記録を保存し、法執行のためのオンライン活動調査に参加するよう要求している。

インターネットカフェは今でも政府の認可を受けたソフトウェアをインストールして使用し、顧客のオンライン活動を監視している。MPS はこのような規定を執行し、選択的監視を行っている。

学問の自由と文化的行事

国内の大学に一時的に勤務する外国人教育者は非政治的課題について教室で広く自由に話すことができるが、政府のオブザーバーが定期的に外国人及びベトナム人教育者が教える授業に出席する。学術的刊行物は通常 CPV と政府の見解を反映している。政府は、国際支援を得たり、国際的に参加者がある会議を主催する国内外の機関に対し、20 日前までに許可を得るよう義務付けている。

また政府は、独立の科学・技術機関などによる公の場での CPV 及び国家政策批判を禁止し、たとえ純粋に学術的な場におけるものであっても認められていない。

3月にハノイ教育大学は Do Thi Thoan（別名 Nha Thuyen）の言語学・文学修士号を取り消した。これは現代のベトナム社会に対する批判的な意見を持つ Mo Mieng 作家集団の作品を研究した修士論文により 2010 年に授与されたものであった。学校は論文が「政治的正確さに欠ける」と宣言した。

政府はあらゆる展示会、音楽、その他の文化活動を管理しているが、芸術家には作品のテーマを選ぶ際にかなり広範囲の自由を認めている。当局は依然として様々な許可手続を要求することにより、公共の場における芸術作品の展示や音楽パフォーマンスを制限している。政府は大学に対し、国際交流や共同プログラムなどに関して以前より多くの自治を認めているが、客員教員や学生のビザ要件は相変わらず面倒である。

多数の活動家によると、たとえ平和的活動であっても、大学が活動家を学校から追放しないと MPS 職員が大学幹部を脅迫するという。例えば、活動家の Nguyen Phuong Uyen は、2013 年 8 月に刑務所から釈放された後、彼女の復学を大学が認めなかったと述べている。3月28日、ハノイの「ベトナムの声」放送専門学校 (Voice of Vietnam Broadcasting College) は、民主主義同盟 (Brotherhood for Democracy) のメンバーで学生の Pham Minh を、2013 年の人権デモに参加したとして学校から追放した。

b. 平和的な集会及び結社の自由

集会の自由

憲法は個人に対して集会の自由を認めているが、地方当局は日常的に集会を阻止し、政府はあらゆる形の抗議行動や集会を制限し監視している。法規制により、集会を行おうとするものは地元当局の許可を得る必要があるが、当局は説明なしに許可の発行を拒否することもある。許可を求めるのはセンシティブな問題を論じる有名な集会の主催者だけであり、通常人々は政府の介入なしに非公式グループで集会を開く。政府は一般に政治的とみなされるデモは許可しない。またいくつかの無登録の宗教団体は、信仰のための集会を開く権利も制限される。

MPS は日常的に活動家が平和的な集会を開くことを妨害している。例えば 4 月 19 日には、ブロガーたちがニャチャン市で開催した、警察の拷問を主題とする人権会議を厳しく取り締まった。警察はブロガーの Nguyen Ngoc Nhu Quynh（通称 Me Nam）、Nguyen Ho Nhat Thanh（通称 Paulo Thanh Nguyen）、及びその妻の Trinh Kin Tien を 12 時間以上も暴行し、拘束して尋問した。

南シナ海（東海）における中国の主権に対する抗議活動が続いている。5月に中国はベトナムの排他的経済水域及び大陸棚に油田掘削リグを設置した。5月8日、独立のNGOが中国の行動に対する抗議を呼び掛け、政府はハノイとホーチミン市でこれを認めた。これらは平和的デモであった。しかしその後、ビンズオンと Vung Ang の工業地帯の労働者が外国企業及び違法移民労働者に対する抗議活動を行ったとき、警察との武力衝突になった。これらの騒動の後、警察は石油リグに対する平和的デモでさえ禁止するようになった。

7月7日、ホーチミン市警察は、ホーチミン市でデモを行ったとして土地収用被害者連合運動 (United Land Grab Victims Movement) のメンバー Ngo Thi Minh Uoc, Nguyen Thi Be Hai, 及び Nguyen Thi Tri の3名を逮捕した。彼らの横断幕には、政府に対する収用された土地の農民への返還要求, 反汚職, 反中国, 及び反 CPV のスローガンが掲げられていた。7月10日、地元当局は彼らを「国家に敵対する宣伝」を行った罪で正式に告発した。年末時点で捜査中である。

8月5日、ホーチミン市警察は Nguyen Ngoc Nhu Quynh（通称 Me Nam), Thich Thien Minh, Pham Chi Dung, Pham Ba Hai, Lu Van Bay, Nguyen Bac Truyen, 及び Nguyen Nu Phong Dung の7名の活動家及びブロガーが、国連人権理事会のベトナムに関する普遍的定期的レビューについて話し合う独立市民社会グループの月例会合に出席するのを妨害した。

結社の自由

憲法は個人に結社の自由を認めているが、政府は今でも結社の自由を厳しく制限し、反対政党の存在を許可も容認もしていない。政府は民間の独立組織の設立を禁止し、通常 VFF の庇護下にある既存の、党に管理された大衆組織の中で活動するよう強制している。無登録宗教集団などの団体は、この枠組外において政府からの介入がほぼ、あるいは全くない状態で活動することができ、今年当局は独立NGOを以前より許容するようになった。

国の法規制の枠組には CPV の優位が明記され、集会、結社、言論、及び報道の自由を含め、NGO が活動し組織する自由を制限する仕組みを定めている。宗教団体を含む NGO の登録制度は複雑で政治色が強く、好ましくない政治や宗教の参加を抑圧するため利用される。国際及び国内 NGO はしばしば登録時に困難に直面し、特に外国 NGO の登録に関する政令 93 号と海外からの開発援助を受ける国内 NGO の登録に関する政令 38 号が障壁となっている。

NGO を支配する法規制により、NGO の政策擁護への関与や国家が認可した話題以外に関する調査の実施能力は制限されている。例えば、2009 年に施行された決定 97 号は、社会科学技術を専門とする団体が経済政策、公共政策、その他センシティブであるとみなされる様々な分野で活動することを禁止している。また政策擁護の立場を国民に流布することも認められていない。

c. 信教の自由

国務省のサイト www.state.gov/j/drl/irf/rpt/. International Religious Freedom Report (国際宗教の自由レポート) 参照

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、無国籍者

憲法は国内での移動、外国旅行、国外移住、及び帰国の自由を認めているが、政府はある種の人々、特に国家安全保障又は関連の罪により有罪判決を受けた人や政府批判を公然と行う人などの移動には一定の制限を課している。政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) やその他の人道機関と協力し、国内避難民、難民、帰国難民、亡命希望者、無国籍者、その他憂慮すべき状況にある人々に保護と支援を提供している。

地方当局が UNHCR の事実調査や監視のための訪問を妨害することではなく、省政府はカンボジアから帰還する少数民族を再び受け入れる義務をほぼ果たしている。政府はカンボジアと UNHCR との間で締結した三者合意覚書を尊重し、第三国定住資格が得られなかったすべてのベトナム人がカンボジアから帰国するのを支援している。

国内移動：保護観察又は自宅監禁により刑の執行を停止されている数名の反体制派は公式に移動を制限されている。Le Cong Dinh, Phan Hong Son, Nguyen Van Dai, Nguyen Phuong Uyen, Nguyen Tien Trung, Do Thi Minh Hanh, Dinh Nhat Uy などである。

特定の区域への旅行に関する政府の制限により、国民及び居住外国人は国境地帯、防衛施設、国防に関与する工業地帯、「国家戦略的貯蔵」及び「政治、経済、文化、又は社会目的のためきわめて重要な作業」を行う区域を訪問するときには許可を得る必要がある。

地元警察は自宅以外の場所で一晩過ごす場合には登録することを義務付けている。中部又は北部山岳地方のいくつかの県では、政府がこの要件をより厳格に執行していると思われる。外国パスポートの所有者も民間の住宅に泊まる場合には登録しなければならないが、外国人訪問者が友人や家族の家に泊まることを当局が拒否したという報告はなかった。

居住法は厳格には執行されず，農村部から都市への移動は相変わらず減っていない。しかし許可なく移動すると，居住許可，公教育，医療給付などが受けられない。

外国旅行：将来他国に移住する可能性のある人がパスポートをなかなか取得できないことがある。当局は日常的に，また時には無期限にパスポートを没収している。

外国旅行の禁止は増加している。当局は何十人もの人々に海外への渡航又は入国を禁止し，不明確な理由でパスポートを差し止め，明確な説明なしに，Nguyen Ho Nhat Thanh（別名 Paulo Thanh Nguyen），Pham Chi Dung, Nguyen Ngoc Nhu Quynh, Nguyen Hoang Vi, Bui Tuan Lam, Xuan Thi, Le Phuc Hiep, Nguyen Lan Thang, Nguyen Thi Huyen Trang, Nguyen Thanh Thuy, Nguyen Tuong Thuy, Ngoc Nhat Dang, Nguyen Dinh Ha, Nguyen Van Trang, Pham Dac Dat, Pham Le Vuong Cac, Nguyen Van Vien, Do Thi Minh Hanh ら活動家へのパスポート発行を拒絶している。執行猶予期間が終了したにも関わらず，政府は Nguyen Khac Toan, Pham Ba Hai, Pham Hong Son, Le Thi Kim Thu, Nguyen Hong Quang らがパスポートを取得し，海外に渡航することを禁止し続けている。

移住と帰国：政府は他国に移住した国民が一時帰国することを認めているが，警察は外国に居住する政治活動家に入国ビザを発行せず，時には強制送還することもある。

難民の保護

庇護の方法：法には亡命者又は難民認定の規定がなく，政府は難民を保護する制度を定めていない。

6 月に UNHCR は長い歴史を持つハノイ事務所を閉鎖した。

無国籍者

当局は 2013 年 9 月までに，以前カンボジアに住んでいて無国籍となっていた 1 万人近い人々を全員帰化させたと報告している。政府筋によると，年末時点で国家主席事務所からの最終承認を待っている人の数は 200 人以下であるとされる。UNHCR と政府の共同プロジェクトが無国籍者の調査を行い，帰化させている。

第 3 章 政治的権利の尊重：政権交代のために市民が有する権利

憲法には、国会、人民評議会、及びその他の国家機関の代表者を直接選挙により選ぶ権利が定められている。憲法には 18 歳で選挙権、また 21 歳で国会又は人民評議会に立候補する権利が認められているにも関わらず、民主的に政権交代させる国民の権利は厳しく制限されている。CPV はすべての候補者を選別している。

選挙と政治への参加

最近の選挙：2011 年に行われた最新の国会議員選挙では CPV 公認候補者の間で一定の競争があったが、投票プロセスの健全性はきわめて不明確であった。VFF がすべての候補者を選び精査した。CPV 候補者は 500 議席中 458 議席を獲得した。残りの 42 議席が非 CPV 候補者であった。

政府によると、2011 年の選挙では有権者の 99%以上が投票したと言うが、国際オブザーバーはこの数字をあり得ないほど高いと見ている。投票者は代理人による投票を行うことができ、地方当局は全投票者が集団投票を組織することによって投票し、管轄区域内のすべての有権者が投票したとして記録されるようにする任務を負う。

大半が CPV 党员で構成されているにも関わらず、国会は立法機関としての立場をますます強化させている。5 月に行われた春季国会では、指導部メンバーに厳しくないと感じた人が多かった国会常任委員会承認の提案であったにも関わらず、指導部メンバーに対する不信任投票の頻度を増やすことが推進された。提案は国会の場でかなりの論争を巻き起こし、投票は結局秋季国会まで延期された。会期の間に、各委員会がこの問題に関する議論を続けている。

政党と政治参加：改訂憲法第 I 章 4 条には、CPV の政治的役割が規定されている。同条には憲法上の詳細な権限は規定されていないが、第 1 項には「労働者階級及びベトナム国民の先導者」及び「国家と社会における指導力」としての役割が定められており、これは憲法上の他のいかなる機関にも与えられていない広範な役割である。第 2 項には国民に対する党の責任について述べられている。第 3 項は「ベトナム共産党のすべての党機関及び党员は憲法及び法律の枠組内で行動する」と定めている。CPV 政治局は最高意思決定機関として機能するが、技術的には CPV 中央委員会に報告を行う。反体制運動や他の政党は非合法である。

政府は今でも一党独裁体制について論じることや批判することを厳しく制限している。しかし複数政党による民主制を認め、軍が CPV の利益を擁護することを定めた新憲法第 4 条を改訂するよう公然と要求する個人やグループもある。批評家は新憲法の長所と短所、レ

スビアン、ゲイ、バイセクシュアル、及びトランスジェンダーの権利、結婚と家族に関する法律の改訂など、センシティブな政治問題について論じている。

5月に当局は市民社会フォーラム（Civil Society Forum）のウェブサイトを開鎖した。これは2013年9月に国内外のベトナム知識人グループが「全体主義から民主主義への平和的移行を推奨」するため設立した団体である。閉鎖はブロガーの Nguyen Huu Vinh（別名 Anh Ba Sam）の逮捕に続くものであった。フォーラムは「公民権及び政治的権利の行使宣言」をオンラインで発表しており、何千ものオンライン署名を獲得している。

2月18日、64名の元政治犯が「旧ベトナム政治犯」協会を設立し、活動家の Nguyen Dan Que とローマカトリック教会神父 Phan Van Loi が議長となった。設立メンバーには Le Cong Dinh, Nguyen Phuong Uyen, Pham Ba Hai, Pham Chi Dung, Bui Thi Minh Hang など著名な活動家が含まれている。

女性及びマイノリティの参加：法は女性及びマイノリティにも平等の政治参加を定めているが、彼らは依然として政治機関において十分活用されていない。国会には122名の女性議員がいる（約24%）。女性は28名の閣僚のうち2名、政治局員16名のうち2名（うち1名はタイの少数民族）、最高人民法院判事は1名しかいない。少数民族グループは国会において78議席（約16%）を保有し、男性大臣が1名、また最高人民裁判所判事は一人もいない。

第4章 政府の腐敗と透明性の欠如

法は官吏の汚職に対して刑事罰を定めている。しかし政府は必ずしも法を有効に執行せず、役人が汚職に関与しても刑事免責されることがある。

腐敗：汚職は依然として重要な問題である。政府は汚職と戦うため、中央政府の予算公開、検査方法の合理化、そして時には汚職を摘発された役人の事例を公表するなどの取り組みを続けている。2013年12月にハノイで開かれた汚職撲滅中央運営委員会（CSCAC）の会議において、CPVのグエン・フー・チョン党書記長は汚職が全国民に悪影響を与えていると述べ、撲滅を続ける必要性を強調した。1月8日にハノイで開かれた会議において、グエン・タン・ズン首相は汚職撲滅を政府視察団の最優先課題の一つに位置づけた。

マスコミは土地の使用に関連した汚職を広く報道しており、地方の役人に対して権限濫用を行わないよう圧力をかけるため正式に計画された意図があると思われる。警察の汚職はあらゆるレベルで重要な問題であり、警察官は刑事免責されることがある。警察の内部監

視制度はあるが、政治的影響を受けがちである。外国の資金援助提供者は政府との諮問グループ会合において年次汚職撲滅協議を行っている。これまでの協議では、教育、保健、及び建築部門の汚職が取り上げられている。

政府は当局の管理の下でない場合、公衆の面前における政治批判を犯罪とみなしているが、2013年2月に施行された改訂汚職撲滅法は、政府の不適切な行政手順、汚職、及び経済政策について市民が公に抗議することを認めている。当局は不満を抱く市民を組織化して行動を起こそうとする試みを禁止し、犯人は逮捕されるとした。

2月にCPV内務中央委員会（CCIA）はCSCACの監督責任を引き受け、正式に汚職撲滅の責任機関となった。CCIAの主な役割は汚職を調査して政策提言を行うことであり、個々のケースを取り調べたり、起訴を支援したりすることではない。CCIAが単独で新たな事例を探し出すことはなく、新しい事例が報告された場合に法執行機関と調整するための仕組みも作られていない。

2013年12月に、ハノイ人民裁判所は国有のベトナム海運公社（Vinalines）の裁判を行った。裁判所はVinalinesの元総裁Duong Chi Dung及び元経営責任者Mai Van Phucに横領の罪で有罪判決を下し、死刑を言い渡した。その後1月7日、Dungの弟で元ハイフォン市警察署副署長のDuong Tu Trongが訴追された裁判の公判において尋問された証人が、Vinalinesの捜査の監督者であった元MPS副大臣Pham Quy Ngo中將が賄賂を受け取ったと証言した。結果としてその後捜査が行われたが、Ngoは2月18日に死去した。Trongは兄がベトナムを出国するのを助けたとして有罪となり、懲役18年の刑を言い渡された。5月7日、上訴裁判所はDungとPhucの死刑判決を支持した。5月23日、上訴裁判所はTrongの判決を16年に減刑した。

3月13日、ダクノン省裁判所は、元ベトナム投資開発銀行ダクラク・ダクノン省支店長Vu Viet Hungに有罪判決を下し、死刑を言い渡した。収賄、資産の横領、及び融資規則違反により有罪とされた。また裁判所は詐欺と贈収賄の罪でCao Bach Mai, Nguyen Thi Van, 及びTran Thi Xuanに終身刑を宣告した。その他5名の銀行職員が、これも融資規則違反により5年から10年の懲役刑を受けた。

資産公開：改訂汚職撲滅法は政府高官と国会議員に所得と資産を公開し、前年の公開内容と変化があった場合には説明するよう義務付けている。1月14日、政治局は管理職にある職員の財産申告を向上させることを命じる指令を発表した。9月15日の公聴会において、国会法務委員会は、2013年に資産公開を義務付けられた公務員944,425人のうち、検査又は調査が行われたのはわずか5名であり、虚偽申告で罰せられたのは1名のみだったと報

告している。また監督者は職員の資産公開について質問する権利がある。法には不順守に対する罰則が定められていなかったが、7月の政令には公務員の不順守について懲戒、注意、職務停止、解雇などの可能性が規定されている。

情報の公開：法には政府情報の公開に関する規定がなく、政府は通常市民及び外国メディアを含む非市民に情報を公開していない。2013年12月、首相は情報公開に関する法律を2014年の国会議事録に含めるよう特別に要請した。しかし国会議事録によると、そのような法律の検討は2016年まで初期審査を予定されていない。法に基づき、官報(*Official Gazette*)は政府の法的文書の大半を日刊版に公表しているが、政治局命令など党の文書は載せていない。政府は国会と同様ベトナム語と英語のウェブサイトを開設している。また最高人民法院裁判官会議による決定は裁判所のウェブサイトからアクセスすることができる。しかし個人が政府情報を入手するのは難しい。

第5章 人権侵害の疑いに関する国際機関及び非政府機関の調査に関連した政府の姿勢

政府は国内で民間の人権団体を組織することや運営することを認めず、団体又は個人が政府の人権慣行について公に意見を表明しようとすることも容認していない。政府は人権政策に対する国内の批判を抑えるため、監視、拘束、起訴と投獄、私信への介入、及び表現、報道、集会等の自由を行使することに対する制限など、様々な手段を用いている。

国連及びその他の国際機関：政府は一般に民間人が国際人権団体と直接接触することを禁止しているが、何人かの活動家はこれを行っている。政府は通常国際NGOの人権監視員の訪問を認めないが、UNHCR、プレス、外国政府、及び国際開発救援NGOの代表者には中部高原地方への訪問を認めている。政府は2月にアムネスティ・インターナショナル、また7月には国連宗教・信仰自由問題特別報告官による訪問も許可した。政府は国際NGOや外国政府による人権や宗教問題に関する大半の公式声明に対して批判的対応をしている。

政府の人権機関：特に人権問題を扱うため指定されたオンブズマン、人権委員会、立法委員会などは存在しない。政府はいくつかの外国政府との年次協議などの二国間協議において人権問題に関する話し合いを継続している。

第6章 差別、社会的虐待、及び人身売買

法は人種、性、障害、言語、社会的身分などに基づいた差別を禁止しているが、禁止の実施は不平等であり、性的指向や性的アイデンティティに基づく差別に対する具体的な法規定はない。この年政府はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、及びトランスジェンダー

の人々の権利について、前年に比べて許容度を高めている。

女性

レイプとドメスティックバイオレンス：法は女性に暴力を働くこと、又は暴力で脅すこと、あるいは自衛できない人を利用することを禁止している。また夫婦間のものを含め、レイプを犯罪としている。レイプの加害者は 2 年から 7 年の懲役刑を受ける。組織的レイプ、暴行を繰り返すこと、あるいは被害者に極端な害を加えるなどの重罪の場合、7～15 年の懲役刑になる。当局はレイプ犯をすべて起訴しているが、政府は逮捕、起訴、有罪判決、及び刑執行に関する統計を発表していない。

当局は被害者が全身の 11%以上が関わる傷害を負った場合を除き、ドメスティックバイオレンス事例を民事事件として扱っている。法はドメスティックバイオレンスを構成する行為を規定し、政府機関や省庁にそれぞれ職責を割り当て、加害者に対し戒告や保護観察から懲役 3 か月～3 年の範囲で刑を定めている。

女性に対するドメスティックバイオレンスは多い。2 月に、文化スポーツ観光省はドメスティックバイオレンス防止管理法が施行されたこの 5 年間にに関する報告を発表した。2009 年から 2013 年半ばまでの間に 19 万 2,000 件のドメスティックバイオレンス事例が記録され、その中で 13 万 6,700 件は主に妻に対する暴力、1 万 9,700 件以上が高齢者に対する暴力、2 万 7,800 件以上が子どもに対する暴力であった。2013 年の上半期のみで 13,562 件が加わり、そのうちの 10,850 件が 16-59 歳の女性、1,627 件が子ども、1,085 件が高齢者に対するものであった。

NGO と被害者の支援者は、ドメスティックバイオレンスに対する法規定の多くは不十分であると感じており、政府は逮捕、起訴、有罪判決、又は刑に関する統計を発表していない。政府高官はドメスティックバイオレンスが大きな社会問題であることを認め、メディアはこの問題を広く論じている。警察と法制度にはドメスティックバイオレンス事例に対応する手段がないが、政府は国内外の NGO の協力により、警察官、法律家、及び法制度の担当者に対して法律に関する訓練を継続している。配偶者や家族からの嫌がらせの恐れなど、社会的偏見も被害者が表面化する妨げとなっている。

いくつかの国内外の NGO がドメスティックバイオレンスに対応するため協力している。国内の NGO は大都市の被害者に対してホットラインを開設している。VFF 女性連合が支援する Center for Women and Development も全国的にホットラインを設けているが、農村部では広く宣伝されていない。農村部には被害者支援センターやホットラインなどを設置

するための財政資源がないことが多いが、法律には地方当局や地域社会の指導者が加害者に対応して問題を解決する努力をする間、女性が別の家族を頼れるようにするための「信頼できる住居」制度が定められている。このような住居は全国に 300 ほどあり、すべてコミュニケーションレベルで女性連合により設立されたものである。多くの女性は、社会及び家族の偏見と経済的不安定さに立ち向かうよりは虐待に耐えて婚姻を続けることを選ぶ。

政府は国際 NGO の協力により、ドメスティックバイオレンスと女性の権利について人々を教育することを目的としたワークショップやセミナーを支援し、社会認識キャンペーンを通じてこの問題を強調している。2 月 6 日、首相は 2020 年に向けてドメスティックバイオレンスを防止し撲滅するための全国行動計画を承認した。女性連合傘下の地元 NGO が女性問題、特に女性に対する暴力と女性及び子どもの人身売買の問題に取り組み続けている。

女性器切除 (FGM/C)：法には FGM/C を直接禁止する規定はないが、この国における文化的習慣ではない。

セクシャルハラスメント：成人のセクシャルハラスメントを禁じる法律はなく、従業員を職場でのセクシャルハラスメントから守る法律もないが、雇用主が女性従業員を差別することやその尊厳や誇りを傷つけることは法により禁止されている。労働法の規定は職場におけるセクシャルハラスメントを禁じている。政府やその他の公務員の倫理規定に関する刊行物や研修では取り上げられていないが、問題は存在する。

セクシャルハラスメントの被害者は女性連合などの社会団体に接触し、関与を求めることができる。労働組合の代表者にアクセスできる被害者は組合の担当者に苦情申立を行う。深刻なケースでは「他人に屈辱を与えること」に関する規定のもとで加害者を訴えることができ、戒告、最高 2 年間の非拘束矯正、又は 3 か月から 2 年までの禁固刑が定められている。しかしわかっている限りこの年にはセクシャルハラスメントによる起訴や裁判はなく、被害者の多くは加害者を公然と糾弾しようとしない。

性と生殖に関する権利：憲法は社会、家族、そしてすべての市民が「人口及び家族計画プログラム」を実施するよう定めている。法により、避妊方法を選択すること、妊娠中産婦人科医による診断、治療、及び検診を受けること、出産時には医療機関において医療サービスを受けることに対する個人の権利が規定されている。政府は全般的にこれらの規定を施行している。しかし妊娠適齢期の少女や女性については、政府公認の避妊手段が全国的に不足しているため、補助金付きの避妊手段はほとんど、あるいは全く利用できない。避妊しようとする未婚女性に対する社会的偏見がさらに利用を難しくしている。

差別：法は生活のあらゆる面において性の平等を定めているが、女性は依然として社会的差別を受けている。家庭及び職場における女性の権利保護のための法律や規則、及び優遇措置を要求する規定は多いが、女性は必ずしも平等な扱いを受けていない。女性は男性と同じ業界で、又は同じ時間帯で（妊娠や育児により）働くことを認められず、差別を受け続けている。さらに雇用主が求職の面接時に家庭状況について質問することを禁止する法律がない。公職にある男性の定年が 60 歳であるのに対し、女性は大蔵省及び博士号取得者や大学教授を例外として 55 歳で引退することを求められる（7 章 d.参照）。この年当局は規則を改定し、産休期間を 4 か月から 6 か月に増やした。

女性経営者による企業は 30 万社以上のうち 25%程度と推定される。女性経営者による企業は、社会及び家族に対する責任の負担に加え、信用及び国際市場へのアクセスが限られ、経営と財務管理の知識が不足している。

教育における性差別は減少したが、全くなくなったわけではない。2013 年の国連ウィメンの資金による報告では、女性労働者の職業資格は男性労働者より少なかった。中等教育以上のレベルでは男女間で学歴に明らかな差が見られた。高等教育では、応用技術プログラムの登録した女子学生数は男子学生よりはるかに少なかった。

別の国連資金による女性の社会的保護に関する報告では、非正規分野で働く女性移住労働者は標準的居住環境を得にくいことが指摘された。このような女性は安全と基本的サービスが確保されない仮の宿泊施設に居住していた。

法は男女間で平等な相続の権利を定めているが、女性は相変わらず文化的差別を受け続けている。法的文書に別途定められていない限り、息子は娘より財産を多く相続する。2012 年の国連開発計画の資金による土地利用に関する報告では、法及び文化的固定観念が女性による土地の所有と相続を妨げているとした。法は性別に基づく優先的雇用を禁止しており、NGO はそのような差別が存在すると推定しているが、立証は困難であった。

女性連合及び政府の女性向上国家委員会（National Committee for the Advancement of Women）は女性の権利促進を継続し、政治、経済、及び法的平等と配偶者による暴力からの保護を促進している。また女性連合は小規模融資を行う消費者金融や、女性の振興を促進するその他のプログラムも運営している。政府の 2011-20 年のジェンダー平等のための国家戦略計画では、政治、経済、文化、及び社会的領域において、男女間で機会、参加、及び利益が実質的に平等でなければならないと述べられている。しかし年末時点でこの戦略の実施に対する政府からの財政的約束はなされていない。同様に、ジェンダーに基づく予算作成について明確に示された目標や指標もなく、ジェンダー平等のための予算配分に

関する特別な指示も行われていない。

2013年に国会社会問題委員会は、全国の労働者 4750 万人のうち、女性が 48%を占めると報告した。法は原則として同一労働に対する同一賃金を定めているが、多くの女性が男性より低い賃金しか得ていないとして不服を申し立てている。

性差別に基づく性の選択：国連人口基金によると、2013年の全国の誕生時における男女比は 113.8 対 100 であった。偏った新生児男女比率は増加しつつあり、特にハノイとホーチミン市の富裕層において目立つ。政府は問題を認識し（比率の均等化はジェンダー平等に関する国家計画の主要目標であった）、これに対処するための取り組みを続けている。保健省は不均衡に対処するための追加資金と資源を獲得した。保健省及び MOLISA（労働傷病兵社会省）は男女比不均衡問題に対応するための共同プログラムに署名し、行動を改めるための通達と、20 の省における試験計画の策定に重点を置いている。女性連合は特に男女比不均衡問題に対処するための計画を定めていないが、既存計画や活動の中にこの問題を取り入れている。

2011-2020 年の人口及び性と生殖に関する健康戦略は全市民に適用され、出産適齢期の夫婦 1 組あたりの子どもの人数として平均 1.8 人を維持することを目指している。政府は主として広範なメディアキャンペーンにより、家族計画を強力に推奨している。政治局が発した命令によると、CPV 党員が子どもを 3 人持つと戒告処分を与えられ、4 人持つと幹部職から外され、5 人持つと党から追放される。命令違反を犯すと昇進の見込みがなくなり、解雇されることもある。

児童

出生登録：法律により、政府は少なくとも両親のどちらかがベトナム国籍であれば生まれた子をベトナム人とみなすが、ベトナム国籍でない両親から生まれた子でも、一定の条件下でベトナム国籍を取得することができる。出生がすべて直ちに登録されるとは限らず、庶民の間に出生を登録する意欲がないこと、あるいは登録が義務付けられていることを知らないこともある。法により、教育や医療などの公共サービスを受けるには出生証明書が必要であるが、特に少数民族の親は子の出生を登録しようとしなため、子が学校に入学することや政府資金による医療を受けることもできないことがある。

教育：教育は 14 歳までは義務であり、無償ですべての子どもが受けられる。しかし政府は必ずしもこの規定を執行せず、あるいは男女平等に執行していない。特に農村部では政府及び家族の教育予算に限りがあり、農業労働者としての子どもの貢献も貴重である。

子どもの虐待：国連及びベトナム統計局の報告によると、2006年のドメスティックバイオレンスに関する調査における母親の回答からもわかるように、2011年には子どもの25%が幼児虐待の被害を受けている。新聞記事によると、MPSとMOLISAは2012年に年間約1,000人の子どもが性的虐待の被害を受けていると発表した。NGOは児童及び未成年者の性的虐待について正確なデータを得るのが難しいと述べており、実際にはこれよりはるかに多いと思われる。政府は問題の広がり、あるいはこれを撲滅するための取り組みに関する情報を公表していない。

早期又は強制的婚姻：法が定める最低婚姻年齢は女性が18歳、男性が20歳であり、これより年下の人を結婚させること、またこれと結婚することは犯罪である。早期婚姻をさせたことによる刑罰は行政処分から3か月～2年の懲役刑に相当する。2009年の国勢調査によると、18歳未満での婚姻率は西北山岳地方で約16%、中部高原地方で約11%であり、これはいずれも貧しい遠隔地である。しかしこれ以外の政府データはない。省当局及び女性連合は早期婚姻の影響に対する国民の認識を高める責任を負っている。

女性器切除 (FGM/C)：法には直接FGM/Cを禁止する規定がないが、この国にはこの文化的習慣はない。

子どもの性的搾取：16歳未満の子どもの性的搾取は違法である。法はいかなる形でも子どもを売る、あるいは自由を奪う行為、及び子どもの売春と強制労働に係るあらゆる行為を犯罪としている。刑罰は懲役3年から終身刑にまで至り、罰金は500万～5000万ベトナム・ドン（235～2,350ドル）の範囲である。また法は子どもの売春に係る行為について懲役刑を定め、売春の場を提供すること（12～20年）、売春を仲介すること（7～15年）、子どもを相手に買春すること（3～15年）などが含まれる。同様に、法は子どもに対する虐待、侮辱、誘拐、売買、及びその健全な成長にとって有害な行動を強要するあらゆる行為を禁止し、恵まれない子どもに対する保護とケアを規定している。

合意に基づく性的行為の最低年齢は18歳である。法定強姦は違法であり、終身刑又は極刑を課せられることがある。16歳以上18歳未満の未成年者との性的行為に対する罰則は、状況により5～10年の懲役刑である。13歳以上16歳未満の子どもに対するレイプは懲役7～15年である。しかし被害者が妊娠した場合、近親相姦である場合、又は加害者が被害者の後見人の立場にある場合には、懲役刑は12～20年に増やされる。いかなる場合であっても13歳未満の子どもと性的行為を行うことは子どものレイプとみなされ、加害者は懲役12～20年、終身刑、又は極刑を課せられる。政府は法を執行し、有罪判決を受けたレイプ犯は厳しく罰せられている。児童ポルノの制作、流通、頒布、販売などは違法であり、3～10

年の懲役刑の対象となる。

当局関係者は子どもの性的搾取の増加傾向を指摘している。

家庭を失った子ども：独立の NGO によると、2 万 3000～2 万 5000 人の子どもがストリートで暮らし、時には警察から虐待や嫌がらせを受けているという。

国際的な子どもの奪取：ベトナムは 1980 年の国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）締結国ではない。

反ユダヤ主義

ハノイとホーチミン市には小規模なユダヤ人の外国人コミュニティがあるが、反ユダヤ的な行為の報告はない。

人身売買

国務省の *Trafficking in Persons Report*（人身売買報告）参照
www.state.gov/j/tip/rls.tiprpt/

障害者

憲法は知的及び身体障害者の保護について規定している。法は知的障害者と身体障害者の差別や不当な扱いを禁止し、雇用を奨励し、住居、教育、雇用、医療、リハビリテーション、国内移動、職業訓練などに対する平等な権利を定めている。11 月に政府は国連障害者権利条約を批准し、外国政府や国際機関との間で、条約施行のための法規定の見直し、実行可能性調査、国際的ベストプラクティスの研究、情報提供ワークショップの開催、意識向上活動などのための調整を強化した。

法は政府又は民間の大型ビルの新築又は既存建築物の大規模改築の場合、障害者がアクセスできるようにすることを定めているが、散発的にしか実行されていない。建設省にはバリアフリー規則を実施するためのユニットがあり、22 以上の省において検査官及び建設会社向けに建築法に関する訓練を実施している。大都市の新築ビルや施設にはスロープやアクセス可能な入り口があるところもある。

障害のある子ども、特に耳が不自由な者と知的障害者が教育を受けるチャンスは相変わらず

ずきわめて限られている。初等、中等、及び高等教育レベルでの障害児の参加に関する情報は得られなかった。

法は障害者の雇用を促進し奨励している。しかし社会的バリアと姿勢面でのバリアが依然として問題である。MOLISA は省支部に対して手引書を発行し、障害者の多様なニーズに合わせて職能訓練を調整するよう指示した。全従業員の 51%以上を障害者が占める企業は特別な政府資金による融資を受けることが認められる。

2011 年の選挙において政府は障害者の投票を支援するため、投票所に行けない人が自宅で投票できるよう投票箱を持って行った。障害者が投票することに対する法的制限はないが、投票所の多くは、特に身体障害のある人には行きにくい場所にある。

障害のある人に対する社会サービスの提供はいまだに限られているが、政府は障害者団体の設立を支援し、国家貧困削減プログラム（National Poverty Reduction Program）などの国家計画、職業訓練、法律、その他様々な教育政策の策定や見直しにその意見を取り入れる一定の取り組みを行っている。障害に関する国家調整委員会（National Coordination Committee on Disabilities）及び様々な省庁の職員で構成されるそのメンバーは、国内外の団体と協力し、保護、支援、物理的アクセス、教育、及び雇用を提供している。しかし調整委員会の役割は徐々に減少しつつあり、ベトナム障害者団体連合会（Vietnam Federation on Disability）がその機能の一部を引き受けることが期待されている。政府は長期入院患者に理学療法を提供するためのリハビリテーションセンターの小規模ネットワークを運営している。いくつかの省、政府機関、及び大学は障害者専用のプログラムを持っている。

国籍・人種・少数民族

法は少数民族に対する差別を禁止しているが、少数民族に対する社会的差別は古くから存在し、なかなかなくなる。いくつかの省、特に山岳地方では、職員が国の法に反する行為を行い、人種的宗教的マイノリティグループに対する差別を行っている。国は大きな経済成長を遂げているにも関わらず、人種的マイノリティグループの人々は経済の改善による恩恵をほとんど受けず、西北地方や中部高原地方、及びメコン・デルタ地方の一部など人種的マイノリティが人口の多数派を占める地域であっても同様である。

人種的マイノリティグループの中にはカンボジアやタイに出国する人々もいる。中にはより大きな経済的機会を求めて、あるいは他国に移住するための近道として国を出る人もいるが、地域の政治的な状況や宗教的信仰を理由にした嫌がらせや虐待により出国する人も

いる。政府は人種的マイノリティが分離主義的活動に関与することを懸念して中部高原及び西北山岳地方における安全保障対策を強化している。また政府は中部高原地方、特に中部及び西北山岳地方のいくつかの人種グループを厳しく監視し続けている。

当局は政府が分離主義的目標を信奉すると主張する外国組織とつながっているとして、数名を逮捕・告発し、長期の懲役刑を課した。また活動家はしばしば、センシティブな時期や休日などには MPS が地方全体に進出すると報告している。

例えば、8月13日に、ダクノン省裁判所は「協和政策を破壊した」罪（刑法 87 条）により Dieu Bre, Dieu Byo, Dieu Dong, 及び Dieu Xri に 24～54 か月の懲役刑を言い渡した。当局はこれらの人々が外国を拠点とする政治団体 Front Uni de Lutte des Races Opprimees（被制圧民族闘争統一戦線：「FULRO」として広く知られる）と関係しているとした。

9月8日、ザライ省裁判所は「協和政策を破壊した」罪（87 条）により A Quyn を 9 年 6 か月、また Ngur を 7 年 6 か月の懲役刑にした。

政府は少数民族の不満の原因に対処するための試みとして、教育や保健施設を向上させ、農村部のコミュニティや村落の道路網と電化を拡大するなどの特別プログラムを実施している。また政府は特別プログラムにより中部高原地方の少数民族に土地を割り当てているが、やり方が不公平だという苦情が続いている。

法は宗教や人種に関係なく、すべての子どもに普通教育を提供することを定めており、少数民族は通常の学費を支払う必要はない。政府は少数民族の子どものための特別学校を運営しており、50 の省に 300 の寄宿学校がある。その大半は西北及び中部高原地方、ならびにメコン・デルタ地方にあり、中等及び高等レベルに加え、大学レベルの特別入学枠と予備校、奨学金制度、優先入学制度もある。また政府は地元当局の職員と共同で地方言語のカリキュラムを作成しているが、このプログラムは中部高原地方及びメコン・デルタ地方では総合的に実施されているのに対し、西北山岳地方では限られた地域でしか実施されていない。少数民族を対象とした政府資金による専門学校と職業訓練校も少数ある。

政府は特定の地域において少数民族の言語によるラジオ・テレビ番組を放送している。政府は人口の大半が少数民族である地域を担当する多数民族（キン族）の職員に対し、自分が働いている地域の言語を学ぶことを義務付けている。省政府は雇用を拡大し、少数民族とキン族の所得格差を減らし、職員が少数民族の文化や伝統を理解し受け入れるようにするための取り組みを続けている。

政府は少数民族が多い山岳地帯に投資を行う国内外の企業を優遇している。また政府は少数民族の多い貧しい地域を対象としたインフラ開発プログラムを実施し、遠隔の農村地帯のための農業拡大プログラムを定めている。

国会の少数民族会議は省の少数民族運営委員会と共同でインフラ開発を支援し、貧困削減及び識字率向上に関連した問題に取り組んでいる。

性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく暴力、差別、その他の虐待

法は性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別に対応していない。性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別の公式報告はないが、社会的差別と偏見はいまだにはびこっており、地方メディアは拘束中におけるものを含め、トランスジェンダーの人に対する全般的なハラスメントを報告している。

同意に基づく同性間の性的行為を犯罪とする法律はないが、性転換を行うことは政令により禁じられている。

2013年5月、マイノリティグループの権利を擁護する非営利団体である社会経済環境問題研究所（Institute for Studies of Society, Economics and Environment）は、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、又はトランスジェンダーであると特定された人が全国で約165万人いると報告している。8月には約300名の活動家がハノイで行われたゲイのパレード「Viet Pride 2014」に参加した。2013年末、政府は同性間の結婚を合法化した。6月19日、国会は「結婚と家族法」修正案を承認し、同性間の結婚の禁止規定を撤廃したが、これを認めてはいない。

HIV/AIDS に対する社会的偏見

法は、雇用主が HIV/AIDS を持つ従業員を解雇してはならない、また医師が HIV/AIDS 患者の治療を拒否してはならないと定めている。HIV/AIDS 患者に対する公的な差別の報告はなく、医療拒否の報告もない。

複数指標クラスター調査（2011年及び2014年）では、女性回答者の約70%が HIV を持つ人に対して少なくとも何らかの偏見と差別感を持っていると答えている。薬物注射をした人、性労働に従事する女性、及び男性と性的関係を持った男性はより大きな偏見にさらされている。最新の国連エイズ合同計画の偏見指数（2011）によると、ホーチミン市におい

て男性と性的関係を持った男性の 42.9%，及びディエンビエン省において薬物注射を使用した人の 23.5%が，彼らの HIV 状態を知った同僚から差別を受けたと報告している。特に薬物注射をした人は医療を受けるときに障害に直面し，中でも強制的薬物更生のための「06」センターで多く見られた。薬物使用者の行政拘禁に代わり，段階的に司法手続が行われるようになっているが，全国の 06 センターシステムには 35,750 人が収容され，MOLISA の控えめな見積によると，その中の HIV 罹患率は 16.4%である。06 システムにおいて HIV 治療を受けているのは 1,000 人未満であり，HIV 感染のリスクも減らすとされる，証拠に基づく投薬補助を受けた薬物使用障害治療を受けている人は一人もいない。

第 7 章 労働者の権利

a. 結社の自由と団体交渉権

法は労働者が組織化すること，また自らが選んだ独立の労働組合に加入することを禁止している。労働者は組合に加入するかどうか，またどのレベル（地域又は「草の根」，省，又は国レベル）の組合に加入するかを選ぶことができるが，すべての組合は国の唯一の労働組合連合であるベトナム労働総連合（Vietnam General Confederation of Labor : VGCL）の法的権限の範囲内かつ支配下にある。VGCL は組合の法的認可権限を与えられた唯一の機関だからである。CPV が支配する労働組合の包括組織である VGCL は，場所及び産業ごとに組織された傘下の労働組合を承認し管理する。VGCL は CPV 政治局に直接対応し，首相やその他の大臣の管轄下にはない。

労働組合法は組合に「労働者に組合を作り加入するよう勧誘するため情報を広める」責任を課しているが，労働者からの要請がある場合には VGCL が組合のない企業の労働者を代表することができる」と規定している。同法にも関連規定にも，労働者が代表を要請するための具体的手順，又は要請を行うために必要な労働者の最低人数は定められていない。また労働法は労働組合法と矛盾し，労働者からの要請がある場合に限り VGCL が組合のない企業の労働者を代表することができるという要件を規定していない。

労働組合法のもとで，VGCL は労働者の権利と義務について労働者を教育し，団体交渉及び個々の労働者の紛争において労働者を代表し（「労働共同体」），合法的ストライキを実施・主導し，労使関係，職業安全衛生，その他の問題について国の機関と協議する責任も負う。組合費の負担は法により組合員及び国内外の雇用主に義務付けられている。組合員は給与の 1%を組合に支払い，雇用主は組合員であるなしに関わらずすべての従業員について給与の 2%を組合に支払う。組合費の負担責任を向上させるため，労働組合法は組合員及び国内外の雇用主に対し，組合費の適正な使用を明記している。

法は VGCL 傘下の組合に対し、給与及び手当、労働時間と超過勤務、職業安全衛生などに関係する問題について労働者のために集団で交渉する権利を認めている。権利に関する団体争議は調停委員会 (conciliation council) に向けられ、委員会が問題を解決できない場合には県レベルの人民委員会議長に委ねられる。法は労働組合及び雇用主団体が団体交渉を補助・支援することを認め、企業には経営者側と労働者側が情報交換し、労働環境に影響を与える問題について協議するよう義務付けている。職場での対話は 3 か月ごとに行うことになっている。

法は一定の定められた条件下でのストライキを認めており、合法的ストライキに至る前の克明かつ複雑な仲介・調停プロセスが定められている。公的サービスを行う業務、あるいは政府が国の経済及び国防にとって重要とみなす業務、すなわち電力生産、郵便及び通信、海上及び航空輸送、航海、及び管理、公共工事、石油・ガス生産などに関わる企業においてストライキを行うことは法により禁止されている。法は「重要サービス」として国際基準によるものより幅広い定義を与えている。また首相は国の経済又は治安にとって有害とみなすストライキを中止させる権限を法により与えられている。

団体労働争議から生じたものでない、また法に定められたプロセスを経ていないストライキは違法である。法は「利害に基づく」紛争と「権利に基づく」紛争を区別しており、国際基準に反して「権利に基づく」紛争、又は法律の規定や団体交渉協定など法的拘束力を持つ協定の実施又は解釈に関連する紛争によるストライキを禁止している。また部門ごと、あるいは業界レベルでのストライキも法により禁止されている。労働者はストライキを行う前に、自分たちの主張を調停委員会（又は組合がない場合には県レベルの労働調停人）が関与するプロセスにかけなければならない。両者が解決に至らない場合、組合は省の調停評議会に申立を行う。組合（また組合がない場合には労働者代表）は省の調停評議会の決定を省人民裁判所に上訴するか、ストライキを行うかを選択する権利がある。ストライキ参加者が職場を離れている間は賃金を支払われないことが法により定められている。ストライキ参加者に対する懲罰は禁止されている。法律により、人民裁判所が違法と宣言したストライキに参加し、雇用主に損害を与えたとされた労働者は、損害について責任を負う。労働者個人が直接人民裁判所システムに持ち込むこともできるが、これが行われるのは、多くの場合調停が試みられ失敗に終わった場合のみである。

政府は労使関係を改善するため、省レベルのいくつかの自治体政府と共同で、仲介、調停、及び労働組合改革を中心とした労使関係「マスタープラン」を開発・実施するなどの措置を講じている。また VGCL も国際 NGO と協力し、民間部門における組織化及び団体交渉を支援する能力を強化している。

VGCL 指導部は、労働立法の法案作成、修正、及び意見提示、社会的セーフティネットの開発、衛生、安全、及び最低賃金基準などの設定により、主要な決定に影響を与えている。労働運動活動家と独立（非 VGCL）労働団体の代表者は反労組差別を受けている。

VGCL は 1 月から 7 月までの間に 198 件のストライキを報告している（2013 年は年間を通して 351 件）。そのうち 74 件は外国の直接投資企業（主に韓国、台湾、及び日本企業）におけるものであった。正規の仲介・調停プロセスを経たストライキは 1 件もなく、当局はこれらを違法な「wildcat strike」ストライキとみなしている。政府はストライキに対して何らの行動も起こさず、時には労働者に有利な合意を積極的に仲介した。いくつかのケースでは、政府がストライキの原因となった違法行為に関与したとして、特に外国企業の雇用主に重い罰金を課している。

国際労働機関（ILO）及び国際金融公社のベターワーク・ベトナム（Better Work Vietnam）プログラムの 4 月の報告では、雇用主が労働者の活動に介入した事例が多数報告されている。例えばベターワーク・ベトナムがモニタリングを行った 137 社のうち 60 社において、労働者は経営陣が同席しない場で自由に会合を開くことができなかった。45 の工場では、上級管理職が組合の執行委員を務めていた。また雇用主が雇用保険など法的に義務付けられている労働者の権利を回避するため、あるいは労働者が組合に加入するのを妨害するため、短期雇用契約又は試用期間契約などを利用する傾向があるという確かな報告があった。

b. 強制労働の禁止

法は強制労働を禁止している。しかしながら、いくつかの NGO は国内での男性、女性、及び子どもの強制労働の存在を報告している（7 章 c. も参照）。

政府通達は、強制労働法違反について 3～10 年の懲役刑を定めている。しかしこの年強制労働違反で起訴された事例はない。

政府は、以前 05 センターと呼ばれていた性労働者のための再教育・拘束センターの使用を終了した。薬物使用者の再教育・拘束センター（「06 センター」）は残っているが、2013 年の法改定後、薬物犯罪者はこれまでのような行政命令ではなく、司法手続後に 06 センターに送致されるようになっている。この変更の実施は遅れがちである。06 センターでは労働条件と労働時間に関する問題が続いている。国際労働権利フォーラムが発表した 1 月の報告では、06 センターにおいて強制労働と虐待が今でも続いており、収容者は民間企業のために製品生産を強要されたと述べられている。収容者がこのような状況に抗議して 06 セン

ターを脱走した事例も報告されている。

その大半が国有企業の系列会社である人材募集企業及び無認可ブローカーは、国外での雇用を希望する労働者に対し、法で定められたものより高い料金を徴収することがあり、しかも免責されると言われている。このような労働者は高額の債務を負うことが多く、借金による束縛など強制労働に陥りやすい。

国務省の *Trafficking in Persons Report* (人身売買報告) 参照

www.state.gov/j/tip/rls.tiprpt/

c. 児童就労の禁止と最低雇用年齢

法は 18 歳未満の雇用者を未成年雇用者と定義している。15 歳以上 18 歳未満の未成年者を雇用する企業は、労働過程における「労働、給与、健康、及び教育」に関連して未成年雇用者に配慮する責任を負う。18 歳未満の子どもが重労働、有害な労働、及び危険な労働に従事することは法により禁止されている。15～18 歳の子どもは 1 日 8 時間以上、週に 40 時間以上働くことはできない。13～15 歳の子どもは軽作業 (MOLISA の定義に基づく) のみを行うことができ、学校、労働条件、及び職業安全衛生について配慮されなければならない。法は一種の職業訓練として、14 歳以上の子どもには親の同意なしに職業訓練センターに登録することを認めている。

MOLISA は児童労働法及び政策を施行する責任を負う。政府職員は児童労働法に違反した雇用主に罰金を課す、あるいは刑事罰に相当する違反の場合には起訴することができる。政府の子どものための国家行動計画 (National Plan of Action for Children) 及び児童保護国家プログラム (National Program for Child Protection) の一環として、政府は児童労働を防止するための取り組みを続け、特に農村部の子ども、恵まれない子ども、及び有害な労働環境にさらされるリスクのある子どもをターゲットにしている。

4 月に政府と ILO は、国内ではじめて行われた児童労働の全国調査である 2012 年の全国児童労働調査 (National Child Labor Survey ; MOLISA, 統計局, 及び ILO が実施) の結果を公表した。調査結果は児童労働が重要な問題であることを示しており、国内には経済活動に従事する子どもが 280 万人以上存在し、そのうち 175 万人は調査の定義による児童労働に相当するとしている。調査では、5～11 歳の子どもの場合 1 日 1 時間以上、週に 5 時間以上、12～14 歳の場合 1 日 4 時間以上、週に 24 時間以上、15～17 歳の場合 1 日 7 時間以上、週に 42 時間以上経済活動 (「報酬の有無に関わらない経済的生産、取引、及び消費又は販売のためのサービス活動」) に従事することを児童労働と定義している。

広く定義すると、児童労働の 60%は農業、22%がサービス業、18%が建築業と製造業であった。児童労働者 175 万人のうち、85%は農村部に居住し、15%が都市部であった。児童労働者の約 60%は男児であった。調査によると、52%が学校に行かなくなり、国の貧困レベル以下の世帯に属する子どもは 24%に過ぎなかった。また労働者の 38%は貧困水準の 2 倍の所得がある世帯に属していた。また 56 万 9 千人近く（約 32%）が平均して週 42 時間以上働いていた。その内の 96%は学校に通っていなかった。

都市部の家内工場において強制労働又は借金による束縛に基づく労働を強いられる子どももいた。特にホーチミン市周辺の衣類関係のインフォーマルセクター、個人経営の農村部の金鉱やレンガ工場、主要都市のレストランなどが多い。

d. 雇用又は職業に関連した差別

法は性別、人種、障害、社会的階級、婚姻状況、宗教、HIV 陽性などをもとに雇用や職業に関連した差別を行うことを禁止している。法によると、廃業する場合を除き、企業は婚約又は妊娠、又は産休中や 1 歳未満の子どもの育児中の女性従業員を解雇することはできない。妊娠 7 か月以上、又は 1 歳未満の子どもの育児中の女性従業員は、超過勤務、夜間勤務、又は自宅から遠く離れた場所での勤務を強制されない。政府はこれらの法律を有効に執行していない。政治的意見、国籍、性的指向又はジェンダーアイデンティティに基づく差別は法により禁じられていない。

差別的雇用慣行は続いており、性別、年齢、婚姻状況などに基づく場合が多い（6 章参照）。

e. 許容可能な労働条件

最低賃金は地方により月額 190 万ベトナム・ドン（90 ドル）から 270 万ベトナム・ドン（127 ドル）である。法によると、MOLISA、VGCL、及びベトナム商工会議所の代表で構成される国家賃金評議会（National Wages Council）が地方の最低賃金を決定する。国家賃金評議会は最低賃金の 15.1%引き上げに同意し、2015 年 1 月 1 日から施行される。

法は 1 日の通常の労働時間を 8 時間とし、週に 24 時間の休息を義務付けている。これを超える時間については、通常賃金の 1.5 倍の超過勤務報酬、義務付けられた 24 時間の休息時間における勤務については通常の 2 倍、休日及び有給休暇中の勤務に対しては 3 倍の報酬を支払わなければならない。新しい労働法では超過勤務時間を 1 日では正規勤務時間の 50%まで、1 月あたりでは 30 時間、年間で 200 時間以内に限定しているが、特別なケースでは

例外規定を定め、VGCL 及び雇用主代表との協議後に政府が規定すれば、年間最大 300 時間までの超過勤務が認められる。また法は、仕事の種類により、年間 12～16 日の休暇を定めている。

政府は政府職員及び国有企業の従業員の労働時間を週に 40 時間に設定し、これより長時間国内労働者を勤務させている民間企業及び外国・国際機関に対し、週の労働時間を 40 時間にまで減らすよう奨励しているが、順守は義務付けられていない。

法は政府が労働者の安全を提供する規則や規定を公布することを定めている。現在の法規定は曖昧であり、範囲が広過ぎるため有効に執行されていない。労働者が雇用を失う危険を冒すことなく、自らの健康や安全を脅かす状況から脱出する権利は、法には定められていない。法は新しい雇用パターンとしての「労働者のサブリース」保護し、パートタイム労働者や家庭内労働者を保護している。

政府が賃金、労働時間及び手当に関する規定や職業安全衛生上の制限をどの程度厳格に執行したかは不明である。MOLISA は地方の人民委員会及び労働組合との調整により法を執行する責任を負うが、資金不足や訓練を受けた執行スタッフの不足など多くの理由により、執行は不規則である。VGCL は、当局が必ず違反を告発するとは限らないと証言している。MOLISA は労働関係の検査システムに不備があることを認め、全国で検査官の人数が不足していると述べている。MOLISA 職員によると、全国の検査官の人数はフルタイムとパートタイムを含めて 471 名だと言う。VGCL は労働法違反企業に対する罰金額があまりに低く、違反に対する有効な防止策になっていないと述べ、MOLISA もこれを認めている。罰金額は犯罪の種類により、通常 106 万 5 千～1 億 650 万ベトナム・ドン (50～5,100 ドル) の範囲である。

法的超過勤務時間基準を上回り、休暇についても法的要件を守らない工場があるという確かな報告がある。国内経済難民を含む難民労働者は最も脆弱な労働者であり、雇用主は日常的に彼らを有害な労働条件下に置く。その他少数民族労働者もインフォーマル経済に従事することが多い。

劣悪な衛生安全環境と不十分な従業員の訓練による職場でのけがが相変わらず問題となっている。1 月から 6 月までの間で業務事故は 3,454 件あり、280 名が死亡している。